

## 令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月7日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳  
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明  
教育次長 羽場雅敏 建設環境課長 篠原英男  
会計管理者 羽場厚子  
たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午後4時19分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日3月7日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と、信濃毎日新聞社の取材を、それぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、8人の議員から一般質問の通告が出されています。本日は、通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 危険な空き家（特定空家）の対応について**です。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

**3番（中島健男君）** おはようございます。3番、中島健男です。通告に従い、質問いたします。

空き家対策の中でも、特に危険な空き家（特定空家）の対応について伺います。12月定例会での今井 清議員の質問と重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

1月初旬に、地元住民の方から相談を受けました。隣の空き家がひどい状態で、自宅のガレージともうすぐ接触するとのことでした。すぐ現地を確認したら、悲惨な状態でした。

2階建ての住宅の2階の半分が崩れ落ちていました。半壊の状態です。雪の重みや強風、大雨で倒壊する危険があるのではないかと、何とかしてほしいとの依頼でした。全壊は時間の問題です。壁や窓は穴が空き、鳥獣のすみかとなっています。枯れ草が残っており、夏場は全体を覆っていたことがうかがえます。連絡をくれた住民の方のガレージの壁にも、もう数センチでぶつかりそうでした。町道にも面しており、崩れて、人や車が巻き込まれれば大変な事故となります。半壊のため危険で、屋内に入らず、廃棄物の分別もできません。

翌日、建設係に連絡したら、係の人が所有者に会って依頼をしたが、対応できないと言われたとのことでした。所有者が分かっているので、それ以上、踏み込めず、とりあえず電線等の配線は撤去したとのことでした。1月下旬に再度確認したら、といが既にガレージの壁に接触していました。時折きしむ音も聞こえるとのことでした。

撤去整地費用は、家の大きさや状態等により大きく異なりますが、概算で200万から300万程度でしょうか。それだけの資金を準備するのは大変なことです。国の空家等対策の推進に関する特別措置法を受け、町は、立科町空家等対策協議会規則を令和3年3月30日制定し、翌令和4年3月に、立科町空家等対策計画を策定しました。その中で、行政代執行を可能としています。その費用は所有者に請求することとなっています。行政代執行が不可能なら、行政も手を出せずにはずると時間のみ経過し、さらに老朽化が進み、危険が増します。そして、一番迷惑を被るのは、日々心配しながら暮らす近隣住民です。空家等対策計画に現状の調査結果があり、特定空家に相当するDランクが21棟あるとのことでした。この21棟の中にも、危険だが、近隣に迷惑はかからないとか、今回のように倒壊して近隣に迷惑をかける等、様々あると思います。

町長に伺います。町長は、空家等対策協議会の会長を兼務していますが、Dランクの空き家21棟の現地確認をされましたでしょうか。そのときの思いをお聞かせください。

**議長（田中三江君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。それでは、中島議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度に実施しました空き家実態調査において、老朽化、老朽度、危険度判定結果において、判定ランクでランクDに判定された家屋が21棟ございました。このランクDに判定された家屋については、調査結果をまとめた資料でも確認をしております。ここにも、私も今日、お持ちしましたけれども、必要に応じて、実際に現場を訪れ、状況を見させていただいております。そして、21棟ある空き家の状況は様々で、草刈り等がされている場所もあれば、ほとんど人が訪れた形跡のない場所もございました。

空き家になる理由は、様々なご事情があるかと推測されますけれども、思い出の詰まった家を利活用や譲渡することなく、管理ができず放置される場合は、所有者の方の生活状況などから放置されているものと推測をしております。

いずれにしても、議員ご指摘のこの空き家21棟、私のこの手元にもございまして、現地にも赴き、確認をさせていただきました。本当に状況のひどい状況も見受けられますけれども、あくまでも個人の所有者にかかわる問題でございますので、その

辺はご理解を賜りたくお願いを申し上げ、私からの回答とさせていただきます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 個人所有というのが、やっぱりネックになるわけなんですけども。

続いて、副町長にお伺いします。今回は、副町長の地元でありまして、地元の方も建設係に連絡したと聞いていますが、副町長の地元で、歩けばすぐ行けるんですけども、この辺は現場を見たのでしょうか。その後、庁舎内の担当課に、何か指示はされましたでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

私も担当課から報告がありまして、現場も行っておりますし、承知もしておるところであります。

その後、所有者の方に話をすることが必要であるという観点から、町外在住の所有者へ担当者が訪問し、先ほど中島議員もおっしゃっておられましたが、訪問し、実情を確認するとともに、必要な措置を講ずるよう協議をいたしたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 悲惨な状態を確認していただいたと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、立科町空家等対策協議会規則についてお伺いします。

まず初めに、協議会の委員は委嘱したのでしょうか。委嘱したと思いますが、その構成を教えてくださいと思います。よろしく願いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

立科町空家等対策協議会委員の皆様の構成ですが、立科町長、立科町議会、立科町区長会、長野県司法書士会佐久支部、長野県建築士会佐久支部、長野県宅地建物取引業協会佐久支部、長野県佐久警察署、佐久広域連合消防本部、長野県土地家屋調査士会佐久支部、長野県佐久建設事務所、立科町地域おこし協力隊の11名でございます。

町長を除く皆様方には、立科町空家等対策協議会規則第4条第2項に基づき、立科町長が委嘱をしております。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 専門家の方々が結構入っているんで空き家の判定には心強いと思いますが、

規則の中に、協議会の招集について、誰がいつ行うのかというのがないんですけども、この辺はどうなっておるのでしょうか。住民の方が、今回のような意見、要望が出た場合でも、開催できるのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

立科町空家等対策協議会は、立科町空家等対策協議会規則の第1条、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、立科町が設置したものでございます。

立科町が、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施等に関する協議が必要な場合、会長が委員の皆様を招集し、立科町空家等対策協議会を開催することになっております。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、現在までに何回協議会が開かれて、直近で開催された日時と会議内容を教えていただきたいんですけど。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

立科町空家等対策協議会は、令和3年度に3回開催しております。その中で、直近の開催になりますと、令和4年3月29日の開催で、内容といたしましては、立科町空家等対策計画（案）の協議になります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 対策案の内容ということは、実際には、まだ特定空家指定だとかそういうことはないということだと思んですけども。

東御市は、協議会の議事録とか会議資料をウェブで公開しているんですけども、立科町はそのようなことはやっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現在、立科町空家等対策協議会の議事録等は、東御市のようにホームページでは公開しておりません。閲覧等必要な場合は、立科町公文書公開条例に基づき公開することになりますので、ご承知おきください。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 協議会としては、何をやっているかということ、先ほどまだ対策案の検討ということで、実際には、21棟のDランクの空き家を確認して、特定空家の指定という認定をしたかという質問なんですけど、そこら辺はしていないのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 空き家等や特定空家等の判断につきましては、立科町が行うこ

とになります。例えば、立科町が空き家等や特定空家等に該当するか否かの判断をするときに、必要に応じて協議する場として、立科町空家等対策協議会を招集して開催し、意見を求めることになります。

なお、立科町がランクDの21棟で特定空家等に判定したものは、現在のところございません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、協議会のほうで特定空家に指定すると、助言または指導、勧告、命令、行政代執行、略式代執行等の対処ができるということなんですけど、実際に、まだ特定空家に認定していないので、何も指摘もまだ出していないということではないでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空き家等や特定空家等の判断につきましては、立科町のほうで行うことになります。こちらの立科町では、現在のところ、特定空家等の判断をした空き家等はありませんが、令和4年度、今年度ですね、空き家等の所有者の方に適正な管理をしていただくように通知を送るとともに、既に議員もご覧になったかと思いますが、広報9月号において、空き家等の適正管理や相談窓口の周知をして、行っております。

また、役場窓口へ相談等あった案件につきましては、所有者等へ連絡を取り、空き家の適正管理等の相談を行っております。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 協議会の規則が令和3年4月1日に施行されて、計画は令和4年3月にできて、その後、実施されておると思うんですけど、それ以前の危険な空き家については、段階を追って進めていては間に合わない物件もあると思います。今回のように、既に倒壊しているような場合もあると思いますが、そのようなときの対応はどのようにするのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と、空き家等の所有者等の責務が規定をされております。空き家等であっても所有者の財産でありますので、基本的に所有者等が対応することになります。

立科町といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に限らず、建築基準法、道路法、消防法、災害対策基本法などそれぞれの法律の目的に照らして、適正に管理されていない空き家等については、各法令により必要な措置等を講じることが

可能な場合がありますので、空き家等の情報について、役場の各部署で情報共有し、連携するとともに、各法令に基づき対応をまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 行政代執行の費用は、持ち主の負担で行うということなんですけども、様々な事情でそれが払えない人もいると思うんです。当然、費用があれば、そういう危険な空き家になる前に対応していたと思うんですけども、費用がないので放置して、現状に至ったということで、今後発生する費用を払えないと思います。

行政も、代執行分の回収ができないから手をつけないのでは、危険が増すばかりで近隣住民が迷惑を被ります。所得等により費用の対応等を決めておく必要があると思いますが、費用についての検討を行政で行ってほしいのですが、協議会で検討していただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に、空き家等の所有者等の責務が規定されており、空き家等であっても所有者の財産でありますので、基本的に所有者が対応することになります。

また、例えば、空家等対策の推進に関する特別措置法により最終的に代執行が行われた場合は、行政代執行法の第5条、第6条の規定により、費用を徴収することになります。もしお支払いができない場合は、国税滞納処分の例により、徴収できる規定がありますので、滞納整理等の滞納処分をすることになり、最終的には税金と同じように財産調査を行い、換価できる財産等がなく徴収ができない場合は、権利放棄をすることになります。

このように、法律において費用を徴収するよう規定をされておりますので、現状におきましては、法律に基づいて対応をまいります。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今の土地を町が所有者から譲り受けて、更地にして土地開発公社等で販売しては、どうなんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） まず、私のほうから、譲り受けについて答弁させていただきたいと思います。

町としましては、公共用施設の建設のために用地を取得することはございますが、公共用施設用地ではなく、用地を売買や寄附で取得することは、基本的にございません。

以上になります。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

造成事業を行わずに住宅用地の販売のみを行う業務は、立科町土地開発公社定款第18条の業務の範囲の中では、業務として定めておりませんので、この物件を土地開発公社で販売することは難しいと考えております。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 協議会が代執行なり略式代執行を行わずに、倒壊して、隣近所や通行妨害等の被害が出たら、当然、放置しておいた所有者には責任なりが行くんですけど、それを分かっている放置した行政にも責任が発生すると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

民法の第717条に、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任が規定しております。基本的には、占有者及び所有者の責任になると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 近隣の東御市と佐久市について調べてみたんですけども、当町は、先ほどこから回答があるように、解体費用の補助については規定がないということです。佐久市は、解体費用250万円補助する制度があるんですけど、これは縛りの条件がありまして、10年以上継続して地域の活性化を図る施設を造らなければならないとなっています。東御市も解体等の補助金制度はないとのこと。ただし、空家対策協議会が機能していて、平成30年から7戸の特定空家の認定をしました。そのうち1戸は略式代執行を行ったとのこと。空き家の処置ではなく、木の伐採やその家の鍵を取りつけて100万円ほどかかり、公費で対応したとのこと。解体費用、解体撤去費用の補助金制度について検討していただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） ご質問にもございましたが、佐久市では、佐久市空き家再生等推進事業補助金として、条件はございますが、補助金を交付しており、また、長野県内の幾つかの市町村でも、条件や金額は様々でございますが、補助金を交付している状況でございます。

立科町において、解体等の補助金制度が現在ございませんが、有効化なども含め、研究できればと考えております。

なお、解体撤去ではございませんが、立科町の空き家バンクにご登録いただいた空き家の売買、または賃貸借に伴い要する改修や空き家の片づけに要する経費に対し、立科町空き家利用促進補助金を交付しておりますので、空き家利活用をご検討されている方は、ご利用いただければと考えております。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 中島健男君。

**3番（中島健男君）** ぜひ導入を検討していただきたいんですけども。

続いて、立科町空家等対策計画について伺います。

令和3年に、空き家候補建物310棟を調査し、推定空き家が249棟、それを老朽化、老朽度、危険度でAからDランクに分け、一番危険度が高いDランクが21棟あったということ、Dランクは、倒壊や建築材の飛散などの危険が切迫しており、緊急度が極めて高い、解体が必要と思われるものです。特定空家等に関する処置に関する適切な実施を図るために、必要な指針、ガイドラインの内容を基本に、協議会の意見を踏まえて総合的に判断し、特定空家となります。

その定義は、（イ）そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、（ロ）そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、（ハ）適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、（ニ）その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態です。

私が指摘しているほかにも、他の地区にもDランクの空き家が登録されていますが、町民から、その方面での相談とか苦情はありませんでしたか。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** 今回のご質問に頂いている案件以外で、立科町空家等策定計画策定前からの相談もございましたが、相談があり、対応している物件ですが、今年度、再度、その同じ物件で1件、相談がございました。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 中島健男君。

**3番（中島健男君）** 最近の報道で、特措法の改正が検討されているとありました。「管理不全空家」を新設するということです。雑草が繁茂している、ガラス等が割れている等を想定しているらしいのですが、現状のCランクが該当し、行政が指導、勧告でき、税の優遇措置等を解除できるようになるとのことです。

調査結果で、Cランクは121棟もありますが、Cランクの状態確認が今後必要となってきます。法改正に向けて、対応は検討しているのでしょうか。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** お答えをいたします。

ご質問にありました改正につきましてですが、昨日になります、空家等対策の推進

に関する特措法の一部を改正する法律案を閣議決定、3月3日、閣議決定という形になっておると報道をされております。

今後、法律の改正後に、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針や、各種ガイドライン等も改正がされることが予想されます。改正内容等を含めて、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今回の計画は、5年計画とあるんですけども、そのうち1年が過ぎようとしていますが、この1年間に、どのようなことを行ったのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、本年度、令和4年度には、空き家等の所有者の方に適切な管理をしていただくように通知をお送りさせていただきました。

また、広報9月号において、空き家の適正管理や相談窓口を周知しております。

計画策定前から行っております空き家バンクについては、令和4年度も引き続き登録推進を行っているところでございます。

来年度は、県の協力等を頂きながら、空き家等の相談会を開催できないか、現在、検討を進めておるところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） この計画書は5年間ということで、令和8年までの5年間の計画書なんですけども、空き家等は経年、1年ごとに、1年ということない、日々、時間で倒壊の危険が増したりしていくわけなんですけど、まあ空き家も増えたりします。5年間で区切るというのは、おかしいと思いますけども、毎年、確認していく必要があるんじゃないですか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に、計画期間について、次のような記述がございます。「各市町村における空家等の実態に応じて異なることが想定されるが、既存の計画で定めている期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取りつつ設定することが考えられる。なお、計画期限を迎えるごとに、各市町村内における空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討することが重要である。」と、こちらの、このように記述をされております。

住宅土地統計調査の実施年が5年置きであることや、初めて計画を作成しましたので、あまり長い期間ではなく見通しができるようにと考慮しまして、今回、5年とさ

せていただいております。もし計画期間内でも見直しが必要な場合は、計画を見直しをすることができます。

なお、計画は5年間ですが、空き家等の対策は、毎年実施をしております。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 中島健男君。

**3番（中島健男君）** ひどい空き家もあるんで、毎年、確認をしていただきたいと思います。

最後に、町長にお伺いします。先ほど来から出ている今回の物件は、もう倒壊が始まっている非常に危険な状態です。近隣住民が安心・安全に日常生活を過ごせ、また、景観を取り戻すために、ぜひ撤去をお願いしたい。すぐに協議会を開催し、特定空家に認定していただき、行政代執行をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

また、費用と同じような懸案をほかの自治体も持っていると思います。佐久広域圏や上田広域圏で問題を共有し、国や県への働きかけをしてはどうですか。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来から課長のほうの答弁にもありますけれども、立科町といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、また、建築基準法、道路法、消防法、それから災害対策基本法など、それぞれの法律の目的に照らして、適正に管理されていない空き家等については、各法令により必要な措置を講じてまいります。

その過程で特定空家等と判断する場合には、立科町空家等対策協議会を開催しまして、委員の皆様にご協議をいただき、意見を求めることとなりますので、あらかじめご承知おきを願いたいと思います。

また、議員のおっしゃるとおり、空き家等の問題は、立科町だけの問題ではございません。長野県では、平成28年度より、空き家対策佐久地区連絡会を立ち上げておりまして、研修会、勉強会、また及び情報共有などを行ってきておるところであります。この取組は全県的な取組で、立科町としましても、課題や提案等を行うこともできる場になっております。

ほかにも、町として要望等を発言できる場もございますので、他の市町村とも情報共有しながら、足並みをそろえて要望等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**議長（田中三江君）** 中島健男君。

**3番（中島健男君）** すぐに撤去はできないというご回答と捉えますけれども、何か寂しい気がしますけど。

それでは、まとめさせていただきます。危険な空き家の対応は緊急を要します。近隣の住民は、日々毎日不安な中で暮らしているわけです。しかし、行政の動きは非常に遅いと感じます。「協議会をつくりました」、「調査して対策計画をつくりました」で終わりではないと思います。実際に運用して初めて町民のためになるわけです。

運用することで、さらに検討課題や問題点が出てきますが、PDCAを回すことにより、さらにより運用ができると思います。困っている町民に寄り添うことが、声を聞くことが大切だと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時50分からです。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、6番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. 社会教育施設の利用のあり方について

2. 町民の声に答えているかです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。通告に従いまして質問をいたします。

社会教育と社会教育施設の在り方について伺います。

まずは、立科町における社会教育の現状と社会教育施設について、具体的に何があり、その果たす目的・役割はどのように捉えているのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えをいたします。

社会教育は学校教育とは異なりまして、人々の学習のニーズに即した幅広い学習内容を持っております。教育基本法第12条第1項に基づき、個人の要望や社会の要請に応え、また国及び地方公共団体によって奨励されなければならないというふうにされております。

社会教育は多様な主体により様々な場や機会で行われていますが、当町にはその拠点となる代表的な社会教育施設としましては中央公民館、体育センター、野球場、多目的運動場、屋内運動場、テニスコート、心かよう館、マレットゴルフ場等があります。

近年はコロナ禍もありまして、当町の社会教育施設の利用も減少傾向にあるわけですが、これが落ち着きました後には利用も増加するものと思われま

また、社会教育施設の目的は、家庭や学校の外で、ほかということですね、意味でね、児童から青年・成人・高齢者に至るまで、全ての年齢の人が学習や研修・スポーツや趣味に興じ楽しむ機会を提供すること等にあります。引き続き町民の皆様方が社会教育施設を利用できますよう、施設の運営や維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の説明とおり、立科町には様々な中央公民館はじめとして体育館とか様々な施設があるわけでございます。

社会教育施設につきましては、地域の住民が関わり、多様な学習活動や取組を展開するための施設であると思います。人生100年時代と言われる現在、趣味や学習活動を通じて生きがいがづくりや地域活性化につながるためになくしてはならない施設だと考えます。そのために、町民皆さんにとって利用しやすい施設であることが最も重要で基本的な考えだと私は思いますが、教育長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。

議員さん、おっしゃるとおりだと思います、私も。そんな意味で当町の社会教育施設ではそれぞれの施設におきまして設置されている目的でありますとか、そういったものの定めがありますので、それに従って利用をしていただきたいということで、申請があれば許可を行い、町民の皆様方に利用していただいているわけでございますので、今後も町民の皆様方ができるだけ利用しやすいような、そんな運営や維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） そこで伺いますが、立科町中央公民館につきましては町の社会教育施設の中でも大変重要な施設であると思います。私はさきの一般質問でも中央公民館の建替え等について質問をさせていただきました。現在、町は職員もプロジェクトチームにより調査研究を行っているとのことですが、中央公民館は様々な発表会や展示会、さらには各種教室、学びの場である図書室など、その施設の重要性はとても高いと感じています。しかしながら、町民の皆さんが一番利用したい日曜日と祝祭日の開館時間が午後1時からとなっています。近隣の市町村ではほとんど午前9時から開館しています。なぜ立科町は午後1時からとなっているのか、その理由を教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。現在、中央公民館の開館時間は月曜日から金曜日までは午前9時から午後の9時30分まで、土曜日は午前10時から午後9時30分まで、日曜日は午後1時から午後9時30分までというふうになっております。中央公民館は、今から約28年前の平成7年度までは月曜日を1日休館としておりましたが、平成8年

度から月曜日の休館を廃止をしまして以降、休日の午前中の休館事業を設けてまいりました。以前は住民の皆さんから休館時間における開館のお申込みがある場合につきましては、中央公民館の設置目的等に沿ったものであれば、これまでも職員等により休憩時間の開館を行ったこともあります。今後もできるだけ柔軟な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） どの公民館や図書館等の施設でも、先ほど申し上げたように日曜祝祭日は午前から開館しています。平日に休館日を設けているところがほとんどでございます。利用者の立場に立って開館時間を設定していると思います。ところが、立科町は利用者目線に立っていない現状であると私は思いますが、利用者からも午前中の開館をと、多くの声が届いています。社会教育施設としてどのように考えているのか、実際、子育て世代ですとか会社員の方、学生、それから子どもたちにとっても土曜日とか日曜祝祭日が午後からというのはちょっと使いづらい施設だと考えているんですよ。その辺、改善する必要があると私は思っておりますが、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

今、図書室の関係を中心に開館時間がどうだというようなご質問でございます。できるだけ住民の方が使いやすいということは当然、私ども考えているわけですが、これが平日であれ、土曜であれ、全ての方が全部100%満足するというのはなかなか正直言って難しいかなというふうに考えているところであります。そうは言ってもより多くの皆さん方に利用いただければというふうに考えておりますが、これからの中でそういったことも研究をしながら、対応ができるものについては柔軟な対応を考えたというふうに思っておりますが、今のところ開館時間と他の市町村の同じような施設からしますと、時間的な差異はないということではありますので、その辺はご承知おきいただければというふうに思います。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私が申し上げたいのは、利用者に適切なサービスを提供するのが大きな行政の役割だと思っております。当然、使いたい方が一番多くいるのは土日祝祭日だと思うんですよ。なかなか平日に利用できない方がたくさんいるわけですから、通常お勤めの方が多いものですから。そういうところのことを考えて、基本的には、これは誰のための施設だということの観点が伺いたいたいんですが、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、中央公民館をはじめ社会教育施設につきましては町

民のための施設であります。したがって町民の皆さん方であればどなたでも利用ができますし、ぜひ大勢の方に使っていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも町民の皆さん方がより施設を利用しやすいような、そんな運営、あるいはまた維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私は近隣の市町村の図書館をあちこち回って、伺って、利用をしているんですよね。それで、いずれのところを伺っても利用者目線に立って開館時間等を設定しているのが運営されているんです。そういったところで、関係者に立科町は日曜祝祭日が午後1時からですという大変驚かされているような状況が生まれているわけでございます。これについては、特に近隣市の状況については十分把握されているのかどうか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、私ども周辺の市町村がどのような開館時間を設けているかというようなことは承知をしております。

ただ一つご理解いただきたいのは、いわゆる市単位である文化会館的な施設と、うちのほうの中央公民館、これちょっと位置づけが違ってまいりますので、社会教育法の中で目的に沿った利用をされるのが中央公民館であって、文化会館的なものについては、いわゆる興行的なものも想定の中に入れた施設ということでもありますので、そんな意味で若干、私どもの施設とは使用目的が違うというようなところもございますので、その辺はぜひご理解をいただければと思いますが、いずれにしましても町民のための施設でございますので、できるだけ町民の目線に立った柔軟な対応をできるように考えていきたいと思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の回答であったように、町民の皆さんが使いやすい施設というのが一番の視点だと思いますので、ぜひ使いやすい施設になるように、うちのほうは、例えば図書館もないんで、図書室しかないんで、その辺も踏まえて、ぜひ大勢の方が利用できるような施設になっていただきたいということで私は申し上げているので、ぜひそんな方向で使いやすい施設になるように強く要請したいと思います。

それでは、次に、公民館の使用料金の減免について伺いたいと思いますが、立科町公民館の設置及び管理に関する条例では、国または地方公共団体が使用する場合、公共団体または町内の各種団体が町民の教育・文化・産業・福祉の向上及び公民館活動等に使用する場合には使用料の減免をすることができるとされていますが、実際、この条例のとおり運用されているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

中央公民館の使用料の徴収や減免につきましては、条例に基づき運用されているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 実は先ごろ町内の団体が定期演奏会を開催しようとしたところ、会費を徴収する場合には減免できないと担当者に言われたと伺いました。たまたまゲストを頼んだために謝礼費用が発生して、無料で開催するでは赤字になってしまうから仕方なく会費を徴収したいとお話でした。お客さんをたくさん呼びたいと考える場合には、当然、演奏機材等設置費用が発生するわけでございます。その辺は当然だと私は思います。町が会場使用料を払えと言われれば、当然会費を取らないと赤字になってしまうのでございます。もともと町内の団体は文化活動を活発化し、先ほどの条例でうたわれているように教育・文化・産業・福祉の向上のためボランティアで活動を行っています。条例の中でも会費についての制限はないと思います。条例と相違反すると思いますが、減免できない理由について、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、条例の中に中央公民会における会費徴収についての定めはありませんが、社会教育法第23条に公民館の運営方針として、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助する行為を行ってはならないとあります。したがって、中央公民館は原則として町民であればどなたでも利用することができる施設ではありますので、そのことから使用料を減免しない場合もあります。ご理解いただきたいと思っております。

なお、議員ご質問のとおり中央公民館は町民の教育・文化・産業・福祉の向上等を推進する施設でありますので、使用料の減免を希望される団体等がある場合は申込み内容を確認し、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 町内の団体がそういった事業をするときは営利目的なんてことはないんですよ。通常、近隣市に私はちょっとお伺いしたところ、文化協会の会員ですとかスポーツ協会員などと、登録している団体であれば、使用料は減免となります。定期演奏会等の開催するにあたり、料金を取る、取らないについての制約はないと私はお伺いしました。それが一般常識ではないかと思っております。

立科町は町民に冷たい町だと思われてしまう現状が私あるかと思うんですが、文化の向上を図ることが教育委員会の立場だと私は考えるんですが、教育長のお考えを伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

**教育長（塩澤勝巳君）** お答えを申し上げます。先ほどの答弁の中でちょっと私、触れさせていただきましたが、いわゆる中央公民館、社会教育の中の中央公民館と、それからいわゆる文化会館というのがちょっと一緒になっているのかなというふうに思いますので、その辺りはどうしても区別があるんだということをご理解をいただきたいというふうに思っています。

それに関連して、今、議員さんおっしゃりましたように、文化協会の会員であれば、あるいはまたスポーツ協会の会員であればということなんですけれども、現在、当町でもほとんどの場合は、町民であれば使用料は無料だというふうに私は認識をしております。料金をいただくというようなものは、やはり営利的な、そういったものについてはやはり一定の制限がありますよということをご理解をいただきたいと思っております。これ、どこかで線を引かないと、じゃあ何でも無料でできるのかということに繋がってしまいますので、その辺の歯止めはやはり必要だろうということで、現在扱わせていただいておりますが、現実的にはほとんどの方が無料をご利用いただいているというのが現状かというふうに私は認識しております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 今井 清君。

**6 番（今井 清君）** そのご回答であれば、当然町内の団体であれば営利目的でなど開催することはないと思っておりますので、その辺につきましてはぜひ申請者の意向を聞いた上で判断していただきたいと思っております。

それでは、教育委員会の事務について伺いたいと思っておりますが、日本の法律の中に社会教育法という法律がございます。当然、社会教育法とは教育基本法にのっとり、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としています。その中で第5条に市町村の教育委員会の事務というものがあります。1から19までの項目があり、たくさんあるので一部紹介しますが、内容は多岐にわたっています。

第1項目は、社会教育に必要な援助を行うこととされています。これは、教育委員会は社会教育をする団体個人に対して援助しなければならない立場ということだと思っております。6項目に講座の開設及び討論会・講習会・講演会・展示会その他の集会の開催並びに奨励に関する事。12項目に音楽・演劇・美術・その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事と定められています。この事業は国の法律に定められた教育委員会の事務となっています。芸術の発表会などは教育委員会が率先して行わなければならない事務でありまして、その事業を開催・奨励しなければならない立場と法律で規定が定められていると思っております。

この社会教育法については十分内容について承知されていると思っておりますが、この法律に基づいて実際の対応をされているのかどうか、担当課長に伺います。

**議長（田中三江君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

社会教育法第5条に、市町村の教育委員会の事務が定められております。議員おっしゃったとおり、主なものといたしましては、社会教育に必要な援助を行うこと、社会教育委員の委嘱に関する事、公民館の設置及び管理に関する事、社会教育施設の設置及び管理に関する事、生涯学習等の講座の開設、講習会等の開催や奨励に関する事、芸術の発表会等の開催や奨励に関する事などです。

ただいま議員から社会教育課では、教育委員会社会教育課ですが、社会教育課では社会教育法に基づいて仕事をしているのかといったご質問を頂戴いたしましたが、社会教育法に基づき仕事に取り組んでいるものであります。

なお、議員ご質問の、芸術や音楽等の発表会等につきましては、立科町文化展、立科町文化祭、立科すずらん学級等を毎年度開催し、取り組んでいるところであります。以上です。

**議長（田中三江君）** 今井 清君。

**6番（今井 清君）** その法律に基づき仕事をされているということなので、当然、町内のそういった団体、ボランティア団体ですよね、文化団体がいろいろな事業を開催するときにはぜひ応援して、また開催するのを進めてもらう立場だと私は考えているので、町内の団体が会費の関係とかで開催を諦めていることをないように、ぜひそんな方向で検討してもらいたいと思います。

次に、屋内運動場の使用について伺いたいと思います。町内団体が世代間交流イベントなどを行う場合に、雨天等のため屋内運動場の使用申請をしたところ、目的外使用などのために使用許可が下りなかったと伺いました。なぜ許可されなかったのか、屋内運動場の使用目的並びに使用規定がホームページでは見当たりません。どのように実際なっているのか、担当課長に伺います。

**議長（田中三江君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

権現山動公園屋内運動場の使用目的、使用規定につきましては、立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の中で、町民の皆様の体育向上、健康の増進、社会福祉及び教育文化の高揚に寄与することを目的として定められております。したがって、その規定に基づき許可を行っているところであります。

なお町民が使用する場合は使用料免除となっております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 今井 清君。

**6番（今井 清君）** もともと屋内運動場は、昔、ゲートボールが盛んだった頃、室内ゲートボール場として建設されたと記憶しております。今現在、ゲートボール人口は急激に減少していると思うんですよね。使う頻度がほとんどなくなっているんじゃないかと思うんですが、昨年の使用目的と並びに使用回数等について、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

権現山運動公園屋内運動場の使用目的、使用回数につきましては、ゲートボールの使用が毎月4回程度であり、その他は雨天時にグランドゴルフ、体育協会の陸上部・サッカー部、スポーツ少年団の野球部、ボーイスカウト等が使用しております。使用回数につきましては、令和4年度につきましては令和5年2月末現在ではありますが112回であります。なお令和3年度は122回でありました。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 運動場ってことなので運動の施設しか使われてないような感じがするんですが、せっかくある施設をこのような状況でいいのかどうかってことを私はお伺いしたいんですが、今年の消防団の出初式では使用されていたと思いますが、これについては目的外使用ということにはならないんでしょうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

消防団の出初式の正式名称は、立科町消防出初式であり、町長が特に必要と認めた場合の中で議員各位をはじめご来賓にご臨席いただき、町の主催で実施されているものであり、使用を許可しているものであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 町の主催ってことで許可なんですけど、当然、私が言いたいのは、町民が使用するときの際に配慮してもらわないといけないんじゃないかということをお願いしたいんです。当然、屋内運動場につきましては、税金を投入して造られていると思います。せっかくある施設を町民皆さんがイベント等を通じて、内容については教育・文化・産業・福祉の向上のために使おうとしているのに使うことができないという、この辺の考え方がどうなのかと私はお伺いしたいんです。

当然、町が県外で観光宣伝とかしている場合に地元農産物の販売を行っているかと思えます。当然、会場使用料は税金等で賄っていると思うんですが、イベント等で集客を考えた場合には地元特産品の限定料理の販売がありますよとか、こだわりの手作り商品を販売しますよとか、ここでしか食べられないパンとかケーキがありますよとか、お客さんが出かけたくなるようなメニューがどうしても必要になるんじゃないかと思うんですよね。お客さんもそれを目当てに来場するのだと思うんです。だからせっかくある公共施設を広く町民皆さんが活用できるようにするものが私は行政の役割だと考えていまして、どうすれば使いやすい施設になるのか、使う人の立場に立って考えるべきだと思います。申請者と話し合いをして、こうすれば使えますよと提案していただくのが行政の役目ではないかと思いますが、維持管理費は町民皆さんの税金で

賄っていると思います。公共施設の在り方について、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町の公共施設では、社会教育施設を含めそれぞれの施設において設置目的や使用料等が定められております。社会教育施設の場合は設置目的として、先ほど言われていましたけれども、町民の皆様が家庭や学校の外で、児童から青年、それから成人、そして高齢者に至るまで、全ての年齢の人が学習や研修スポーツや興味に生じて楽しむ機会を提供すること。また町民の皆様の体育向上、健康の増進、社会福祉及び教育文化の高揚に寄与することと定められておりますので、今後とも引き続き施設の運営と維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問のとおり公共施設は税金で建設された施設であります、税金で建設された施設であるからこそ設置目的や使用料等が定められており、施設によっては物品販売や各企業等の制限があります。権現山運動公園屋内運動場につきましても、条例の中で町民の皆様の体育向上、健康の増進、社会福祉及び教育文化の高揚に寄与することを目的としておりますので、物品販売や各企業等の制限があることをご理解をいただきたいと思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 当然、屋内の施設がほかにいいところがあればそれはできると思うんですが、なかなか立科町で見た場合に屋内でイベントをするような施設はほかにないんですね。そういった場合に町民の方が産業の振興とかそういった形で行うイベントについては、当然私は町が主導して行わないといけないと思うんですよ、地域の活性化のためにも。その辺のところをスポーツ以外には使わせないと、そういうことのないように町民皆さんが使いやすい施設、使わないで、土日なんか使わない日が結構あると思うんですが、そういったところで使いやすい施設、それでまた地域の活性化をするための行事等についてはぜひ優遇していただかないと、やっぱり町の活性化という面でもまずいと思うんですが、もう一度、町長、お答えをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほどるる申し上げました。

いわゆる施設というのはどのように町民の皆様に利用をいただき、それがそこに満足をいただき、町民の皆様が広く活用していただくというのがやはり公共施設の在り方です。先ほども申し上げましたけれども、やはり物品販売、あるいは火器等ということになりますと、その施設の在りようが、それが本当に適正なのか、じゃあほかに施設がないんじゃないかとかこういうお話もありますけれども、やはり立科町の中には立科町の農ん喜村の直売「菜ないろ畑」もございますし、直売環境もございます。そしてまたそういったイベントを行うときにはテントを張ってやられる場合もございますが、そういった、いわゆるその施設によって適正が求められるところでそ

この販売がされるということは私は適正だと思いますけれども、やはり町民の皆様が、特にこの屋内運動場のようなところというのはあくまでも火器というのは非常に危険でもありますし、また運動場という一つの屋外・屋内も含めてそういった運動場の施設の利用という目的は、そこには町民の皆様も私にご理解をいただいて、今までの利用が理解されるのであろうというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ここ数年、コロナ禍により特に人が集まる社会教育活動が停滞してしまつたと私は感じています。お祭り一つにしても地域の古くからの行事が軒並み中止となつて地域が衰退してしまつたのではないかと危惧しています。国も経済を動かす方向に舵を切りました。社会教育施設の在り方を町民目線に改め、利用者が使いやすい施設にすることを町と地域が一体となつて地域活動に取り組むよう、使用規定を是正することを強く要請したいと思います。

それでは次の質問に入ります。町民の声に答えているかと題して伺います。

毎年、各地区から区長・部落町さんを通じてお困りごとを行政に伝えるために陳情とか要望が寄せられていると承知をしています。災害対応や道路改良、環境整備、高齢者・子育て支援対策や空き家問題など様々なことが寄せられていると思います。この陳情や要望は地域として解決できない切実な問題を行政に伝えています。そこで、各地区からの陳情・要望に対する町の姿勢や考え方について、町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

日頃より区長・部落長さんには各地区の諸課題への対応や自治活動にご理解とご協力をいただき感謝をしているところでございます。各地区からの陳情・要望につきましては、直接、私へ提出される場合もありますし、町政懇談会開催に合わせていただくもの、また担当課へ提出されるものなど、毎年度数多く寄せられており、私も確認をしております。それら提出された陳情・要望書等につきましては、議員おっしゃるように地域の困りごとなど地域では解決できない課題がほとんどでありますので、私としましても真摯に向き合い、行政の役割として講じられる最大限の努力はしてまいりたいというふうに考えております。併せまして担当課に対しては丁寧な説明や対応に努めるよう指示をしているところでございます。ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） それでは具体的に過去5年間の陳情内容の概要、それからの要望件数について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

地区からのご意見やご要望につきましては、毎年区長・部落長さんにご出席をいただいております町政懇談会の際に提出されたものと、そのほか総務課で受付また把握しているものの件数を申し上げたいと思います。内容につきましては多岐にわたって議員ご提示の大分類では収まらない内容や重複するものもあるため、主な内容と延べ件数で申し上げたいと思います。

所管が総務課関係となるものにつきましては、主に区・部落の運営やコロナ対策、交通安全対策、防災関係などで、平成30年度21件、令和元年度22件、令和2年度19件、令和3年度26件、令和4年度13件。

続いて企画課関係につきましては、公共交通やまち祭り、また情報通信関係などで平成30年度が10件、令和元年度が10件、令和2年度が9件、令和3年度8件、令和4年度が4件でございます。

続いて町民課関係になります。健康増進・高齢者支援などで平成30年度が4件、令和元年度が4件、令和2年度が2件、令和3年度が6件、令和4年度はゼロ件でございます。

続いて産業振興課関係でございます。観光振興、農業振興、有害鳥獣対策、森林整備、農地等災害復旧などがございます。平成30年度で11件、令和元年度が16件、令和2年度が13件、令和3年度が17件、令和4年度が8件でございます。

続いて建設環境課関係では、町道の整備や災害復旧、河川の維持管理、廃棄物関係等になりますけれども、平成30年度が15件、令和元年度が18件、令和2年度が24件、令和3年度が26件、令和4年度が22件でございます。

最後に教育委員会関係では、行事ですとか公民館関係、通学路の関係等で平成30年度が15件、令和元年度が9件、令和2年度が4件、令和3年度が1件、令和4年度が1件でございます。

その他、所管の対応以外の内容等も含めまして過去5年間の合計で平成30年度が80件、令和元年度で79件、令和2年度72件、令和3年度が84件、令和4年度が48件と、そのような状況でございました。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 思ったより多いですね。今の回答のように、80件というのはすごく多い年もあるし、この辺の件数が多分様々な陳情・要望がされていることが今の回答で分かりました。

そこで、陳情とか要望等の受入れ体制は実際どうなって、誰がどのように対応しているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

町政懇談会の開催に合わせまして、区長・部落長さんからの要望・ご意見等につきましては、書面やメールで提出をいただいております。その内容によりまして懇談会の当日に回答するもの、地区の個別の案件につきましては懇談会の開催前までに書面で回答するものに区分をし、それぞれ担当課と調整の上、対応をしております。懇談会での回答につきましても個別で対応する場合につきましても、幹部会や関係課、理事者も含め回答内容については検討する機会を設けております。また直接担当課に提出される要望等につきましても、区長・部落長からは書面で提出をいただいております。それぞれ担当課におきまして検討及び実施をしている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 様々な担当課それぞれ連携しながらやっていると思うんですが、陳情者の回答状況について具体的にはどのようになされているのか、速やかな回答がなされているのか、回答状況について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

要望の内容等によりまして、すぐに対応できるものやまた予算の調整を必要とするもの、説明会や地元関係機関との合意形成を図るものなど、それぞれのケースに応じまして対応をしている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 各地区でも年度が変わると役員改選というのが行われるんですね。それに伴って陳情案件の引き継ぎにつきましても、地区の役員さんのほうで行われていると思いますが、役場も当然、人事異動に伴って担当者が変わっています。そのため内容引き継ぎが正しく行われていないと、せっかくの陳情とか要望が改善されないままの状態が生まれてしまうと思います。案件がたなざらしになってしまう恐れがあるかと思うんですが、私は数年前に陳情した内容は今どうなっているかと担当課に伺ったところ、担当者が陳情内容を承知されていなかったことがありました。切実な町民皆さんの声をどのように考えとられているのか。困っているから当然、陳情しているわけですから、行政としてその後の経過を説明しないといけないと思います。陳情要望案件を重要項目としてどのように引継ぎはされているのか、その辺について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町政懇談会の際には、各地区からの意見ご要望等に対する回答につきましては、一覧表にまとめまして配付をしております。その際には1項目ずつ内容について発表もしております。欠席された方には資料としてお渡ししておりますので、各地区引き継

ぎの資料として活用できるものではないかと考えております。

町職員につきましても、内容につきましては共有をして引き継いでいるものでございます。また個別の案件につきましても書面の回答としておりますので、各課共有の上、管理及び引き継ぎをしていると承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変重要な内容だと私は思いますので、それについては当然どうしても単年度で回答できないような場合は引き継いでいっていかないと、現在も役員さんなり、それから担当者も分からなくなってしまうところがありますので、その辺はぜひ重要項目として引き継ぎをしていただきたい。

それでは陳情・要望案件のうち、実際に対応処理をされて問題が解消されている件数は実際何件で、全体の何%ぐらいになっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

ご要望の中には毎年、継続をしてご要望いただいているものや町政懇談会当日の回答で解決しているもの、また町としては対応済みと認識しているもの、また対応が町以外にも及ぶようなものなど様々でございます。全ての要望につきまして町としては対応をしておりますが、地域の課題等が完全に解消されたかの実績件数などについては把握をしておりません。

なお具体的なご要望が多い建設環境課関係の道路や河川の維持管理等では、一例を申し上げますけれども、平成30年度15件のうち対応済みが10件66.7%、平成元年度18件のうち13件72.2%、令和2年度24件のうち16件66.7%、令和3年度26件のうち21件81.8%、令和4年度22件のうち17件で77.3%でございます。それぞれご要望に応じまして各担当課において順次対応に努めているところと承知をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 毎年継続して申出があるというような内容につきましては、それだけ困っているから毎年出しているんだなと私は思うんですね。今の回答の中でも全部解消されていない案件が結構残っている現状が分かりました。陳情とか要望はまさに町民皆さんの声なんですよね。この声に対して町は説明責任を果たさなければならないと思います。信頼される町政の実現のためには速やかに回答していただいてすぐ対応できるもの、また対応に時間がかかるもの、また担当課だけでは処理が難しいもの、地元との協議が必要となるものなどを選別していただいて、切実な声に応じていく必要があるんじゃないかと私は考えているんですが、このことについて町長はどういう考えでいらっしゃるか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

私は冒頭にも申し上げましたけれども、地区からのご要望等につきましては当然真摯に向き合い、行政の役割として講じられる最大限の努力はしてまいりたいというふうに引き続き思っております。

しかしながら、議員おっしゃるように町で対応する場合、予算が伴うものやまた時的なもの、また関係機関との調整、そして場合によっては議会への報告など計画的に進めなければならないことも多々ございます。これら当然の住み分けをしまして引き続き町民の皆さんの不得に応えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 各地区部落からの陳情・要望につきましては、広く情報公開が必要じゃないかと思えます。ホームページなどで公表すれば地元区民とまた町民との情報が共有されます。引継ぎ漏れの予防にもつながると思えます。市町村によっては全て広く公開されている自治体もございますが、立科町もぜひこの陳情・要望等についてはホームページ等で公開するべきだと私は考えているんですが、このことについて町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたけれども、他の自治体では公表しているところもあると私も承知はしておりますけれども、立科町では町政懇談会の場において各地区の内容等を配付しており、他の地区における課題や町の考え方等は地区の間で情報共有できるものと思っておりますので、あえてホームページ等での公開は考えてはおりません。各地区での引き継ぎの際にもご活用いただければというふうに思っております。こうしたそれぞれの情報共有というものは立科町全体の中での共有にもつながっていきますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今、考えていないというようなあれなんです、今は情報を公開するのが当たり前と、情報を公開しなければならないというようなのが、それは行政の皆さんとしてもこういった町民の方に内容を公開して広くすることによって特に職員の皆さんも当然自覚して、これはしなければならないということが手をつけるわけですから、当然町民の皆さんも役員さんもそれを見て、こういうことが今まで継続してやっていただいたということが内容が分かるわけですから、その辺についてはやはり広く情報公開は私は必要じゃないかと思っておりますが、もう一度、町長、お答えをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 情報公開ということも常に全て100%公開することがいいのかどうかと

いう視点に立って考えますと、やはりその地域、地域の実情がございます。その地域にはほかに皆さんのところのないような状況も生まれてきているというふうにも考えておりますので、これらの今回の議員質問の関係についてのホームページ等の公開ということになりますと、それらにも影響が出るということもあり得ます。先ほど来から申し上げますけれども、それぞれの地域は地域に対して全体的にも個別的にも対応し、それに対して全て解決しているわけではありませんけれども、それに向かって努力をしております。これらの問題について地域の皆様方からいろいろなこうしてもらいたいというような苦情もいただいておりますけれども、これからは私は地域の皆さんの要望に対してどのように向き合っていくのかというところが一番大事だというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 町の、町民の立場に立って考えていただきたいというのが一番言いたいことなので、その辺についてはぜひ今後、町民目線ということで、職員の皆さんと一丸となって進めていただきたい。それが立科町の活性化にもつながるし、明るい立科町になるんじゃないかと私は思っていますので、ぜひ行政の立場の場合もあるかと思いますが、町民目線の行政を今後とも果たしていただきたいということ強く求めて、私の質問を終了します。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、5番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 過疎対策事業債についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い、質問いたします。

1、過疎対策事業債について。

当町は、令和4年より、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎対策事業債が活用できるようになった。これに対する町の考え方を問う。」としまして、これは（1）の「今年度、この特別措置法によって当町が受けた恩恵は何であったか。」と併せてお答えください。

昨年の早い段階で、当町は過疎地域に認定されました。新聞報道の文字の雰囲気、

マイナスのイメージを持たれた町民の方もおられたとは思いますが、このことにより、立科町の今後の可能性は大きく広がったと私は捉えております。お隣の旧望月町は、随分前に過疎地域となっていて、いろいろな恩恵を受けていたという話も聞いたことがあります。

そこで、当町では、どのようにしていこうとしているのか、これが今回の質問の趣旨になります。通告書（１）までについて、町長、お答えください。

**議長（田中三江君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、森澤議員の質問にお答えをさせていただきます。若干長くなりますが、お聞きください。

当町は、令和２年の国勢調査結果を受け、人口減少等の要件により、令和４年４月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域に追加指定をされました。町では、できるだけ早期に、過疎対策事業債をはじめ、国の各種支援措置が活用できるよう、昨年２月に役場内に計画策定委員会を設置し、立科町過疎地域持続的発展計画の策定に向けて進めてまいりました。このことは、既に議会の皆様方にもご案内のとおりかというふうに思っております。

４月に計画案の意見募集と県との事前協議を並行して行い、県との正式協議が整った後、６月定例会で議決をいただき、公表するとともに国に提出をしております。これにより、特別措置法による各種支援措置が受けられることとなります。

過疎対策事業債が使えると言いましても、何でもできるというわけではありません。一定のルールの中ではありますが、これまで財政面で難しいと思われていた大型事業などが、過疎対策事業債等の支援措置があることで進められることもございます。議員おっしゃるとおり、町の今後の可能性は広がったと、私も認識をしております。

また、この過疎地域持続的発展計画は、第５次立科町振興計画との整合を図っており、過疎地域に係る国からの支援措置を追い風として、これまで進めてきた移住定住や子育て支援をはじめ、産業振興、生活環境、保健福祉、防災、教育などの各施策を加速化させ、推し進めることで、この第５次立科町振興計画の将来像にもございます「人と自然が輝く町」を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、今年度、この特別措置法によって当町が受けられる恩恵は何であったかについてお答えをさせていただきます。

今年度活用した支援措置は、過疎対策事業債と過疎地域持続的発展支援交付金でございます。過疎対策事業債は、次のご質問にもお答えいたしますけれども、過疎地域持続的発展支援交付金について申し上げます。

この交付金では、過疎地域における定住を促進するための定住促進団地の整備や、

空き家を活用した住宅整備を行う過疎地域住宅再編整備事業がございます。当町では、三葉保育園跡地の定住促進団地整備について、この事業の計画を国に提出をし、事業採択になりました。この交付金を活用することにより、分譲地の販売価格にも反映させたいと考えております。

いずれにしましても、この過疎地域の指定を受けたということは、大きな私はメリットがあるというふうに思っておりますし、これをいかに、この町が有効に活用していくかということが、これからの一つの町の先の見通しになると、こういうふうに思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 私と町長の認識が同じでよかったななど思っているところでございますが、この質問、大分、後のものも答えがどんどん絡んでいくので、先にちょっと進んでいきます。（2）過疎対策事業債を今年度どう活用したのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

まず初めに、過疎対策事業債について説明をさせていただきたいと思っております。

過疎対策事業は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域の市町村が、過疎法第7条の規定による市町村計画に基づく事業の実施について、市町村が必要とする経費について地方債の発行が認められているものでございます。

対象となる事業は、大きくハード事業とソフト事業に区分され、ハード事業の中には、産業振興施設、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設等が含まれ、それらの施設整備事業が対象となっております。

また、ソフト事業は、過疎地域自立促進特別事業として位置づけられておりまして、その対象事業は、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業と定められているものでございます。充当率は100%、交付税算入率は70%と、大変有利な地方債となります。

また、地方債を発行する場合には、あらかじめ予算で定めておかなければならないことや、自治体の自主性を高めるため協議制となっているところでございます。

それでは、立科町では、令和4年度につきまして、年度途中で、立科町過疎地域持続的発展計画が策定されたこともありまして、補正予算において対象事業を計上したところでございます。

当初計画した対象事業については、その後、ほかの財源の組替えや起債の協議を経て、最終的には、ハード事業では、地域情報通信機器更新事業、保育園照明器具LE



この計画の中では、地方公共団体のこちらの中で配分が行われますので、上限額とすれば、全体のこちらの金額になるのかなと思っところでございますが、先ほど申し上げました過疎対策事業のソフト事業、こちらにつきましては、当該市町村の基準財政需要額と財政力指数によりまして、発行の限度額が設けられております。総務省令の算式によりまして、立科町につきましては、最低限度額である3,500万円ということになっております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ようやと通告書で書いた分が済んだところで、ここから質問していきますけれども、今まずソフト事業の説明を受けました。3,500万円以内ということで、先ほどのご説明の中で言うと、有線放送のタブレット化の基礎料金がこれに当たるわけですね。あとは出産お祝金ということで、そうすると、残りの金額がおおむね1,000万円ぐらい、年間ということの考えでよろしいですか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） ただいまの質問は、令和4年度ということ（発言の声あり）そうですね、今年度につきましては、事業計画の段階で、年度の途中でしたので、予算的には、そのようになるかと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） このどのぐらい使えるかというのは、先ほど令和4年度に使われた分の話も伺いましたが、新聞報道であった際に、前段もありましたけれども、うちの町は過疎地域になってしまったと、非常にショックを受けた方も多々いる中で、これ絶対お金もらえるやつだと、これで町は何かできることが多くなるぞと、非常に私は喜んでみたものの、冷静に考えると、使える金額が決まっていますよね。これが、交付税措置7割とありますけれども、制度上は差引きで支払いするものではないと思うんですけど、その確認をお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 借入れをしまして、システムですね、借入れをいたしまして、その返済額、元利と償還、元利ですね、元金と利子に相当する分につきましては、その年度の交付税の基準財政需要額に算入をされて交付されるというものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 思ったほど自由には使えないであろうと、あとは、やっぱり計画的な見立てが大事であろうというところなんですけれども、先ほど町長から、すごい慎重な使い方のお話を頂いたところなんですけれども、実際、ちょっと時期もいいんだか悪いんだか、いろいろなことを動かしたくても、今私たち何も動かさない状態になって

しまっているんで、今、どうこうという話は無理だと思うんですが、町長、この過疎債、使えるようになったことに当たって、どのぐらいまで使っても行けるんじゃないかという、そういう感想は、実際、町のトップとして、幾らかなというのはなかったですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） どのぐらい使えばということでありまして。破綻しないようにしていかなきゃいけませんので申し上げますけれども、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、健全化法において4つの財政指標が、健全化判断比率として定められているわけでありまして。

その中で、地方公共団体の借入金、いわゆる地方債の返済額、公債費の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した実質公債比率があります。普通交付税の算定において、基準財政需要額に算入された額、いわゆる交付税措置がされる額を除いたものが、標準財政規模に対し、どの程度の割合となっているのかを見るものになります。この比率が、議員もご案内のとおりだと思いますが、18%以上の団体は、起債に当たり許可が必要となります。また、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらに、その度合いが高まるわけでありまして。

立科町の状況は、令和2年度決算が7.9%、令和3年度決算が7.8%と、許可が必要となる18%を大きく下回っておりますし、今後におきましても、これら支障を見極めながら、計画的に、適正な起債に当たってまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 慎重にということだと思いますけれども、この過疎対策事業債が使えるということになったときに、まずパツと思ひ浮かんで、これ今までも質問出ていると思うんですけれども、まずは築50年を超えた中央公民館の建て替えが、恐らくこれを使って可能になるであろう、可能になるであろうということですが、これは、町の仕事の仕方として、次の、第6次振興計画に乗せない限りはできないはずですので、現状どうこうということはないんですけれども、簡単に建てられると思ったら、10億、15億ぐらいで建てられるかという、せっかく造るとなれば、そうもいきますまいと。まあ30億近く持っていかれちゃうんじゃないのかなと。そういうふうに、ざっと考えますと、公共施設の面積の集約化とか、町のほうはやらなきゃいけないので、そういうことを考えながらやっていくにしても、今ならそのぐらいかかるであろうと、こういうふうに私のほうでは推測をしてですね。なので、最初は、もろ手を挙げて喜んでいたのですが、先ほどのLEDなどで徐々に徐々に使われていくわけですね。支払いは、どのタイミングで重なってくるか分かりませんが、

こう考えていくと、どうしたものかと思うんですが、町長の先ほどの考えですと、なかなかお互いに、この後、選挙を控えているので、今何も決められないんですけど

も。ただ、そういうビジョンが浮かんだであろうということは分かるんですよ。なので、そのビジョンで幾らぐらいまでは行けるんじゃないかなと思ったのが、できれば聞きたかったんですけども、お答えになられるようでしたらお願いします。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** 大変お気を遣っていただいて申し訳なく思いますが。いずれにしても、今現在、私の立場は、これから町長選というものが控えているわけでありまして。そのところに、私のいわゆるこれからの目指す公約というものも、当然示していくわけでありましてけれども、いわゆる、今立科町が置かれている状況というのは、もう議員皆様方もご案内のとおり非常に人口が減ってきております。これから本当に、どれほど人口が増えるかといえば、そういうこともなかなか厳しいであろうと。

ただ、この立科町という一つの基礎自治体、独自性を持った自治体が、しっかりと、そこには魅力ある、若者にも魅力ある、この立科町を、これからつくっていかなくやいけないという部分の中では、箱物といえども、やはりそこには夢も必要でありますし、また、制約もあります。そういったものを、しっかりと総合的に判断していかなくやなりません。今、いろいろ議員のほうからもお話がありました中央公民館等の関係、あるいは、その周辺施設もそうだと思いますが、こういった公共施設も、既に当然、しっかりと前を向いていかなくやいけない施設も目の前にぶら下がっているわけでありまして、その施設を造るということももちろん大事であります。

ですが、立科町の全体の、やはりバランス、それから、これから今、土地利用といいますか施設利用、これをどのようにしていくかということも総合的に考えていかないと、ただその部分だけを光を当てるといことはなかなか難しいのではないかなと思っております。

そうは言いますが、やっぱり順位づけというものもござります。そういった中で、これから中央公民館をはじめとする、その周辺施設の問題については、今、役場内でもプロジェクトのチームもつくって進めておりますし、これが今後、当然、町民の皆様のご意見を伺い、拝聴しなくやいけない。そしてまた、併せて並行して、専門の方の、やっぱり見解も聞いていかなくやいけないだろうというふうに思いますが、一番は、私、先ほど申し上げましたけれども、やはり、いかに町民の皆様が、そこには、ある意味、いい意味の夢を持って、そういった施設をこれから造っていくに当たっての思いを持っておられる、こういったことも総合的に判断していくというふうに思っておりますので、答えになっているかどうか分かりませんが、いずれにしても、そうは言っても、前向きに考えていかなくやいけない問題だというふうに捉えております。

**議長（田中三江君）** 森澤文王君。

**5番（森澤文王君）** やっぱり金額は、なかなか言えないですね、お気持ちはお察しします。これが選挙を挟むところの難しいところですけども、その辺は公約で、ぜひ挙げてい

ただ、選挙で信を得てもらえばいいのかなと思いますけれども、今後の立科町の財政運営の中で、非常に重要な起債ができるものが、町には来たということですので、一部、やはり制度は分かっているけど、それでも、それは借金じゃないかと、森澤君喜んでいますが、それは借金だぞ。いや、分かっております。ただ我々も、議員をやらせていただいている、こういう事業が、よそではやっている、こういう事業が考えられる、これを町でやるとはどうなんだろうかと質問を、ずっと重ねてきた中で、やっぱり根底で分かっているのは、多分、財政的に無理だな、財源がないなというのは、うっすら分かりながらも、何とかこの質問に、いい答えがもらえればなと思って、今で粘ってきたわけなんです。これから、また状況が大きく変わっていく中で、この使い方というのは非常に重要であると。町長に質問させていただいておりますけれども、非常に慎重なご答弁をいただいている状況でございます。私のほうもあまりいい加減なこととも言えませんので、とりあえずは、先ほど申し上げましたけど、中央公民館が全てじゃないんですが、そういうこともできる。でも、使えるところに埋めていくうちに、単純に自分たちの最終的な支払いラインを超えてしまうことも十分あり得るんじゃないかなと、その辺の考え方というのを伺いたかったのも一つあったのですが、先ほどの町長の慎重なご答弁で、おおむね慎重にやっつけらっしゃるなというのが十分分かりましたので、この過疎対策事業債を使って、この後の立科町、この先、まず最初の第6次振興計画などをつくる来期の4年間を基に、立科町がこれからどんどん発展していくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了します。

議長（田中三江君） これで、5番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時10分からです。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時10分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、11番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 観光行政についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井 英昭君 登壇〉

11番（今井英昭君） 11番、今井英昭でございます。通告に従いまして質問してまいります。

今定例会での一般質問は、議員も町長も任期期間の中で最後となりました。私は今年度行われた定例会の一般質問におきまして、この任期中のまとめとして立科町の基本となる社会インフラの現状と課題の整理、そしてデジタル技術を活用した住民の利便性や行政サービス向上を目指す取組を遂行する自治体DXを絡めた行財政改革つ

て、私の考えを踏まえて町長に質問してまいりました。

今回は、観光行政について今任期をまとめていきたいと思います。まず、観光行政に関する施策について、任期4年間の成果と課題は、要点を絞っていただき町長に伺います。

**議長（田中三江君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、今井議員の観光行政に関する施策について、任期4年間の成果と課題とのお尋ねでございます。

まず、ここ最近の白樺高原の観光客の入り込みでありますけれども、観光地利用者統計調査結果によりますと、平成26年あたりから200万人前後で推移しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、影響前の令和元年と令和3年を比較しますと約4割の減少となっております。スキー場来場者数では、コロナ影響前の令和元年度シーズンと10年前の平成21年度シーズンを比較すると約3割の減少ということであります。

このような状況の中で、白樺高原の再生のために赤字経営が続く索道事業を喫緊の課題として指定管理者制度を導入し、令和2年11月より指定管理者が管理運営を行っております。

コロナ禍により行動制限や外出自粛などがあり、民間であっても創意工夫やノウハウを十分に発揮できるような環境ではありませんでした。指定管理者により白樺高原総合観光センター2階を飲食店舗に改装、またゲレンデにマウンテンカートを導入するなど積極的に投資がなされ、魅力の向上が図られて着実に前に進んでいるところでございます。

観光関連事業者の支援としては、新型コロナウイルス感染症の影響により観戦需要は大幅に減少し、企画業、飲食業、お土産、レジャー施設をはじめとした観光関連事業者は苦境に立たされていることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してG o T o信州立科町や着地型観光商品を造成するなど、コロナ禍における誘客促進の事業を実施いたしてまいりました。

観光地の建物の景観形成では、投資が進まず老朽化が目立つ宿泊施設等の改修に向けて、本年度、観光庁補助事業を活用して民間事業者の宿泊施設や飲食店の高付加価値化改修、景観を阻害していた廃屋撤去を行いました。

町有観光施設においては、築25年を超える施設も多く経年劣化が進んでいることから、計画的に改修や修繕を進めているところでございます。

経営者の高齢化や後継者不足等の課題もあり、道半ばではありますが官民一体となって地域の課題を一つ一つ解決しながら、今後もより一層、観光地立科町を力強く推

進してまいりたいというふうには私は考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 成果ということで、さきに出ました索道につきましては、この後、項目が上がっていますので、深掘りはしていきたいと思います。

この後、また細部にわたって質問していきますが、基本的には町の姿勢ですので、町長のほうで答弁いただけたらと思います。

次に、細部の部分では、観光ビジョンの必要性の質問になります。観光ビジョンに限らず様々な分野でビジョンの必要性を一般質問などで訴えてきました。職員の方にとってビジョン、つまりゴールが見えていないとそのまま達成感も味わえなかったりモチベーションも維持できなかつたりと考えているわけなんです。観光ビジョンの必要性につきましても過去何度か質問してまいりました。しかし、6年ほど前には、一度、前向きに動き始めた時期もありましたが、現状の観光ビジョンは第5次振興計画に含まれてしまっています。

町にとって最重要でありますこの観光についてのビジョン策定は強く必要だと考えている視点から、観光ビジョンについて創生会議でも提言されているが中長期の視点から観光の指針は必要ではないか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

観光ビジョンにつきましては、創生会議の提言は各方面からの意見もあり、観光協会の意見を取り入れながら、本年度、中長期的な観光地の再生、高付加価値化を実現するための観光地再生に向けた地域観光拠点再生計画、いわゆる地域計画を策定いたしました。

このことは、今、議員おっしゃった観光ビジョンというものはどういうものかということですが、しかし、一つ一つの段階を経ていくための1つの計画というものも再生計画の中には必要だろうというふうに思っております。

今後は、地域の皆さんも参画する組織をつくって、その中で十分検討してまいりたいというふうに現時点では考えております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 再生計画の中にとということだったんですが、立科町の2大産業と言いますか、2大の中で農業と観光の町という形で評価されているわけなんです。農業ビジョンにおきましては両角町長になる前に空白の期間があったんですが、両角町政になってからすぐの段階で同僚議員の一般質問の中で農業ビジョンをつくるということで作られました。

その中身についてできているかどうかは別として、やはりそういったビジョンがあるから農業のビジョンも活躍している部分、そういった意味ではもう1つの観光ビジ

ョンについて、やはり、まして任期間際ですのでこれからというわけにはいかないとは思いますが、今までの中でその観光ビジョンについて少しでもやらなければいけなかったというお気持ちがあって進められていたのか、全くそういったものは考えられずに進んできたのか、ちょっとその点について確認させてください。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

決して観光ビジョンをおざなりにしていたわけでは全くございません。ただ、議員もご案内のとおり立科町の白樺高原を中心とした観光地帯につきましても、やはりいわゆる自然公園法から始まりまして、整備計画、これらが非常にいい意味でそこには縛りもございませけれども、逆に見れば自由度がない部分、これらのある部分では少しずつひもといていく中で、ある意味、本当の観光ビジョンというものをつくっていかねばいけないうふうだと思います。

ですので、後戻りしてどうのこうのということではなくて、そういったものを少しずつ足の地固めをした上で、本当の意味で立科町の観光ビジョンというものを私はつくっていく必要があるというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 仕事をするときには人それぞれの仕事の方法があるから、これだという答えもないんでしょうけど、やはり観光ビジョンがないと何も進まない、一番の足元が何もないのにどうやって進めるんだと私は思うんですね。一番の大本がなくて何を先からやっているのかという部分で、やはりビジョンというものがなければそこに向かって、要はゴールがないわけなんですよね。

今、整備計画の話もありましたが、それもまた後から出てきますので、次に進めますが、立科町では指定管理に出している施設は全て観光施設になるんですが、観光関係施設の指定管理施設について、スキー場の指定管理から質問をしてみたいです。

指定管理に移行してからの検証の報告が公表されていない、これは指定管理のモニタリングの公表が遅れているという部分もあったんですが、町の大切な資産の運営方法が直営から指定管理に移行したということは、この移行の最終判断をした町長は町民に対してその検証を報告する責務があると思います。

加えて言いますと、議員はそれがしっかりされているかチェックする責務があると思っていますので、今回、その質問をするわけですが、スキー場の指定管理についての評価と課題はどのように捉えられているのか伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、初めに去る2月15日に発生しました、しらかば2 in 1 スキー場の索道事故につきましても、被害者並びに利用者の皆様、また地域の観光事業者の皆様、そして町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことに、改めてここで深くおわびを

申し上げます。このような事故が再び発生しないよう再発防止等、1日も早く皆様の信頼回復に努めてまいり所存でございます。

さて、索道事業については、経費削減の実行、サービス向上の取組など様々な努力を重ねてきましたけれども収益改善には至らず、赤字経営が長年続き経営状況の改善が求められていたことから、私になりまして民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入した経緯がございます。

前日でも触れましたが、指定管理者によりグリーンシーズンの誘客促進として白樺高原国際スキー場に新しいアクティビティであるマウンテンカートが導入され、今シーズンのスキー場営業では白樺高原国際スキー場に初心者専用のビギナーパークが新設され、民間の活力やノウハウの活用によりきめ細かな質の高いサービスの提供が着実に進んでいると私は評価をしております。

課題につきましては、索道施設の老朽化が上げられます。これまで、毎年度、整備を行い維持管理がされてきましたけれども、建設から30年以上経過した建物や施設がございます。更新等の検討が必要となっております。

また、一般論としては民間活力を用いて柔軟性のある運営が期待されるものの、地方自治体の条例や従来の考え方等により運営が硬直的になり、民間のノウハウが発揮できないことや指定管理の期間満了後、他の民間企業に指定管理者が変更となる場合、これまで蓄積されたノウハウが途切れてしまうことも考えられるわけであります。

また、指定管理者であっても民間企業である限り利益増加につながれば新しい投資やサービス向上につながるが、利益が減少すればサービスの低下を招き、場合によっては撤退するおそれも考えられるわけであります。

以上、これは評価と課題の中で申し上げましたけれども、いずれにしましてもそういうことにならないように私ども行政も施設を所有している者として、土地を持っている者として、これからしっかりと民間と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 今、評価ということで着実に進んでいるということで冒頭にありましたが、この評価というの、また人まちまちでどのように評価するのか、今の着実に進んでいるとかそういった表現での評価も評価なんです、私自身で評価するとしたら、やはり数字的なものをもって今まで直営でやっていたものが指定管理になってどうなったのかというの、1つの評価だと思っております。

その中で、これは例えばですが、いつも直営でやっていたとき、またこういった改定するときにはキャッシュフローの数字が出てくるんですが、期首、期末の残高がどれだけあるのか、これも1つの材料だと思うんですが、指定管理前でしたら大型設備の導入等ではばらつきはありましたが、増減で言ったらマイナス3,000万円から7,000万円ぐらい赤字にここ数年はなっていたと思います。

単純に直営時と指定管理後の試算というのは難しい部分があるかもしれませんが、それでもある程度の数字というのは出せると思います。指定管理後の今、直営時のキャッシュフローに当てはめたときに、期首、期末の残高がどうなっていたのか、よくなったのか、それともマイナスになっているけどいろいろアイデアを出してもらっていていいのか、そういった数字的な検証が必要だと思いますが、そういった数字的な検証というのはされているのでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私が細かな数字までつかんではおりませんが、私が聞き取りをしている中では、従来から見ればコロナもあったということもありますけれども、昨年比から見ると3割、4割増加しているということではあります。反面、今、各ご家庭もそうでありまして、企業もそうですが電気料の高騰、こういった1つの物価高騰と言いますか資源高騰といったものが足かせになってきていることも事実かと思えます。

まだ歳出的な数字は聞いておりませんが、そういった中で営業利益という部分では非常に伸びておりますけれども、逆にそこにある通常の維持管理をしていくための財源、これらが食っているということはあると思えます。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、3割増えたというのは売上げベースの話でよかったですかね。売上げの話だと思うんですが、当然、売上げの数字というのも重要になってくると思いますが、いずれにしても大切な立科町の資産を指定管理に出しているということは、今までの直営でやった場合と指定管理でやった場合のメリットはたくさんあると思うんですが、そのメリットの中でも数字的に町民に対して、今まではこうだったけどこうなって町民益になっているということを訴えないと、なかなか指定管理でやった意味もなくなってしまいますし、当然ながらお金をどんどん出せばどこの誰がやろうと利益はある一定は出ると思えます。

そうじゃなくて、やはり立科町全体のことを思ってこれだけの立科町の共有資産を指定管理に出しているという部分で、やはり積極的にプラスになっているのか、それとも残念ながら直営のほうがよかったという結果も当然ながらあってもしょうがないとは思っています。これはもうやってみないと分からない話なので、やはりそこら辺の検証というのは責任を持って町長が指定管理でやるということで決めて、議会でも認めてやっているわけですから、しっかりとそこら辺の検証というのは必要だと思います。

もう1つ、今、町長もグリーンシーズンのアクティビティの話をされましたが、まさにグリーンシーズンもいろいろなアイデアも出してやっていただいていると思うんですが、指定管理の公募をかけたときの条件としては、 Gondolaリフトを5月から10月まで動かすということになっていて、今、現状が、確かにその期間は営業されてい

ますが、週に1回、2回休むということではなくて、土日も含めて休んでしまっているという部分もあります。要はグリーンシーズンがうまくいっていないんじゃないかって、グリーンシーズンがうまくいっていたらそもそもゴンドラは動いているはずですので、ですので、ゴンドラを動かすようなぐらいグリーンシーズンの投資がまだまだ足りないんじゃないかなという認識を持っていますが、町長もそういった認識でいいでしょうか。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** 私は決してそういう認識は持っておりません。いろいろ言われているようでありましてけれども、企業としての企業努力、そして企業ですのでもちろんプラスマイナスは考えなきゃなりません。ただ、その中にいかにこの白樺高原のこれからの先を見据えたいいわゆる投資、そしてまたそこに対するサービス、こういったものを十分やっていく中で、ただ、今現在はコロナ禍でずっときております、いい部分と悪い部分はあるかと思えますけれども、そのところをしっかりと検証する中で進めていかなければいけない問題でありますので、今、性急にその問題がいいとか悪いとかという判断がどなたができるのか分かりませんが、私としてはやっぱり当初から申し上げています平成2年の11月から指定管理がスタートしたわけですが、少なくとも3年、4年は、当然、特にコロナがありますのでもう少し延びるか分かりませんが、いずれにしてもそういうスパンでしっかりと白樺高原のスキー場がこれからも存続するというのをしっかりと捉えてやっていくことが私は一番重要だと思えますし、私は立科町の一番の観光のシンボルである白樺高原のスキー場の索道施設については、これからも行政も当然、意を用いていかなきゃなりません、やっぱり民間の力もしっかり発揮してもらおうと、その中で、今、議員おっしゃっていただいた数字的なということも大事だと思えます。

これについては、また機会を捉えてお出しをしたいと思えますが、どちらにしてもこれからの立科町の白樺高原をどういう方向に持っていくのかということが大事であります。ですので、そのところの議論に持っていくためには、ただ単にその一部の部分だけを捉えてものをしゃべるといことは、私は控えるべきだなというふうに思えます。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** すみません、今、多分かみ合わなかったと思うんですが、グリーンシーズンがまだまだ必要じゃないかという部分において、そんなことはないということは、これ以上グリーンシーズンについては投資しないという答弁だと思うんですが、あえて確認はしないですが、そういう話になってしまいますので、残念ながら、今、グリーンシーズンの投資はされないということが分かりました。私はやはりまだまだこのグリーンシーズンの投資というか、そういったものを捉えてもっとスキー場が栄えればいなとは思っております。

次の質問に移ります。

次に、女神湖センターに移ります。

町長（両角正芳君） 議長、ちょっと今の発言について答弁したいんですが、許可を頂けますでしょうか。

議長（田中三江君） 次の答弁では駄目ですか。

町長（両角正芳君） 今のおっしゃっていただいたことから次の答弁に、質問が変わってしまいますよね。

議長（田中三江君） 暫時休憩とします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時34分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

両角町長、答弁、お願いいたします。

町長（両角正芳君） すみません、よろしく申し上げます。それでは、議員のほうからグリーンシーズンというふうに捉えてお話しをされたということでもあります。もちろんグリーンシーズンの問題も中に盛り込んで答弁をさせていただきましたけれども、グリーンシーズンの施設を今後やっていかなという答弁を私はした覚えはございません。そうではなくて、今、進めているこの観光事業の中でやっぱりコロナとかいろいろな要素があって、なかなかそこに大きな結果が出てきていない部分はありますけれども、今後も当然、町も指定管理事業者とも連携をしながら進めていきますと申し上げていますので、前向きに私はグリーンシーズンも含めて捉えておりますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 全くそう思っていないところからスタートしたので、それが何だったのかは、ちょっとまたここでは前に戻ってしまうので質問しないですが、いずれにしてもグリーンシーズンの設備というか、そういったことを考えていくということは、今、理解しましたので、次の質問にいきます。

次に、女神湖センターに移ります。今、町長はシンボルがスキー場だという話をされましたが、白樺高原エリアのシンボルというのは人それぞれが違うわけで、スキー場と言う人もいれば、第二牧場だ、また蓼科山だと思ふ人、それぞれ答えがないですから、あのエリアのどこかになると思うんですが、それでも町外から来られた方が白樺高原エリアのシンボルとして挙げるのがどこが多いのかなと考えたときに、女神湖一帯の発展性や将来性、潜在的資源がありポテンシャルが高いエリアのため、私は女神湖エリアのあの一帯がシンボルのエリアだと感じております。

そのため、とりわけ女神湖センターに絞りますと、さらに再開発の余地が残されて

いると思いますが、そこで女神湖センターの観光のシンボルエリアとしてさらに施設の拡充が必要ではないか、町長に伺います。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** 白樺高原には、先ほど私は索道も1つのシンボルでありますので、白樺高原には女神湖、白樺湖もそうであります、それからゴンドラリフト、今、言った索道ですが、御泉水自然園、それから蓼科第二牧場、それから蓼科園地などそれぞれが白樺高原においてシンボリックな役割を果たしているというふうに考えております。女神湖においても女神湖センターがシンボリックな施設として役割を果たしていることも事実であります。

令和3年度からは指定管理者制度を導入し指定管理者の下で民間感覚を取り入れた管理運営がなされ、一層の地域活性化や魅力向上を期待しているところであります。

さて、お尋ねの施設の拡充についてですけれども、女神湖における施設の配置状況を俯瞰しますと、施設そのものの拡充は難しいであろうとも考えているわけですが、施設の拡充は現状からはちょっと難しさが考えられますけれども、指定管理者の創意工夫による施設の運営内容を拡充することによりまして、シンボルエリアの施設として貢献できるものと考えております。

また、本年度は女神湖センターの一部をシェアオフィスに改修することや外壁、屋根の改修も行い、女神湖湿地帯の遊歩道においては、本年度から継続事業として改修工事を始めました。

加えて、女神湖を訪れる観光客等に対して、すてきで心に残るような景色を提供できるように、眺望景観に配慮した施設整備をしたところであります。新年度においては女神湖周囲の樹木の手入れを行い、さらなる景観の形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 今、補助金を使ってワーケーションの設備とか、そういったものを進めていると思いますが、もちろんそういった視点も必要だと思います。その中で、場所的にはなかなか拡充するのは難しいという話だったんですが、女神湖周辺に道の駅等を誘致して、そうすることによって、女神湖から女神湖商店街通りに行ってゴンドラに乗ってという動線が1つできると思うんですが、この女神湖センターエリア全体としては、そういった大きな構想というのは町長の中で描いたことがあるのか、またそういったことを何となくでも検討されたことがあるのか、その点について伺います。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** もちろん女神湖の湖面だけで観光客を引きつけるわけにはいきません。今の観光というものについての、やはり訪れる皆さんの魅力というのはもちろんそこにあるよさも1つの側点でありますけれども、そうではなくて、やはりそこにある程度、一定のエリア内を連携して周遊されるというものも必要かと思えます。

ただ、周遊だけだとか、点だけではなくて点と線を結んだ面的なエリアは当然必要だというふうに私も思っていましたし、今、そういう意味からもいわゆる女神湖通りの関係についても廃屋施設もやってまいりました。また、関係するホテルの廃屋もやってきています。

今後、こういった施設の廃屋撤去だけでなく、そこにはどういう魅力あるエリアができるかということで、今、その基礎を始めているところであります。ですから、私は決して、それをまずいというふうには思っておりませんので、ぜひそういった少し広い意味の女神湖エリアというものが必要であるというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、前向きと言いますか、町長の広い意味でやっていくというような話もありましたので、その方向については私も女神湖センター一帯がやはりもうちょっと再開発の余地はあるのかなと強く思っていますので、これにつきましては、また次の機会を捉えてやっていきたいと思えます。

次に、道の駅女神の里たてしな内の農産物直売施設の指定管理者が集客の工夫を凝らして里の観光施設としてまだまだ伸び代があるエリアだと思えますが、町として道の駅周辺に対するさらなる工夫が必要だと感じております。

その中で、立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」について、隣接する交流促進センターなど一体に指定管理施設として考えるべきではないかについて質問いたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず1つ、先にお断りをさせていただきますが、今現在の施設のありようは1つの歴史がありますので、その辺のところのお話しも加えさせていただきますながら答弁をさせていただきますので、お許しを賜りたいというふうに思えます。

平成15年開始から平成20年度まで農産物加工・直売・食材供給施設と交流促進センター耕福館及びクラインガルテンを含めて農事組合法人蓼科農ん喜村と委託契約を結び運営をしていた経過が過去でございます。

蓼科農ん喜村と委託契約を結んでいたこの経過の中から、以降、平成21年度からは加工施設、食材供給施設のみの委託契約となっております。したがって、耕福館及びクラインガルテンについては町直営の事業となったわけであります。

また、なお農産物加工・直売・食材供給施設については、ご承知のとおり平成23年度から指定管理者制度を導入しております。耕福館は交流施設のほかクラインガルテンの管理棟としても機能しておりましたが、当時の理事者と農ん喜村理事で協議した経過を見ますと、体験事業等と合わせた採算について検討がなされた結果、農産物加工・直売・食材供給施設のみの委託となったということであります。

また、平成23年には町営事業の改善について検討がされて、耕福館事業については平成24年度から人員体制及び施設利用料金の改定等が行われました。指定管理への移

行についても検討がなされ、移行した場合にあっても年間の赤字分を町が補填しなければ引き受けてはいけないとの結論でありました。

将来的には一本化した指定管理が望ましいと考えられますけれども、過去の状況から現時点では難しい課題と認識をしているのが現状であります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 将来的にはということで、今すぐという部分でも理解はできますが、やはりあの一帯をもっと、先ほども申しましたように伸び代という部分ではありますので、何としてでもあの一帯を盛り上げるためには何か工夫が必要じゃないかなと思います。

今、3つの施設の指定管理について質問をしてきたんですが、指定管理というところのところに任せる、もちろん町がいろいろ言って自由度を低くしてしまったら本末転倒なんです、それでもやはり町としてはこういったことで考えているということをしつかり伝えていかなければいけない、今も現状、モニタリングとかでしっかりとされていると思います。会議とかをされているということも聞いていますが、ただ、一層そういった機会が必要なんじゃないかなと、要は指定管理者に任せるという姿勢じゃなくて、かといって自由度を下げさせず町としての考えをしつかりと伝えていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。コロナ禍になり3年間、町としても事業者の方への支援が足りない部分はあると思いますが、それでも積極的に行ってきたと感じております。現在はアフターコロナの観光についていろいろと考えられていると思いますが、コロナ禍後を見据えた観光行政について町としてどのような考えを持っているか伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、新規感染者が減少傾向にあることから収束に向かっていると認識はしております。国内における観光需要が回復基調にあることも事実であります。また、インバウンドの受入れも始まり、コロナ前の水準に向けて回復していくことを期待しているところであります。

町としては、コロナ禍により控えられていた観光に対する欲求を満たすリバウンド消費の取りこぼしがないようにすること、これは重要だと思いますし、既存の地域資源を生かした体験の観光メニューを充実させることによって消費単価を高め、宿泊を含めた滞在期間の延長を図るとともに、宿泊、飲食、土産物などの高付加価値化によって観光消費額を高めるなど、地域の経済の活性化を図り持続可能な観光地を目指し、さらなる活性化に向けてまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） コロナ禍後、町が積極的に進めていくという意気込みは分かりました。そうした中で、人材的な話なので、なかなかただでさえ人材不足という話なのでこの

質問もどうかと思うんですが、ちょっとあえてさせていただきますと、農業と観光の町と標榜されている中で、感覚的に農業は町と農業従事者と近い関係が築かれていると思うんですが、観光についてももちろん近い関係でやっているんですが、どうしても観光協会とか観光事業者任せになってしまっている部分もあると思います。

今、町長が先ほど答弁されたことを現実化、具現化するには、コロナ禍を機に例えば観光協会の行政の一環として観光協会へ職員を外向させるとか、そのぐらいの意気込みじゃないとなかなか回復とかもできないと思うんですが、そういった思い切ったことをお考えでしたら答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） ただいまの議員の質問に対して答えることは大変厳しい部分もございますが、いずれにしても、私も選挙を控えている関係もございますので細かいところまでのお話しはできませんけれども、1つの方向として今の観光地は一方的な部分も確かにあります。と同時に、どこかに任せておけばいいという問題でもありません。ですが、そのこのところの持っている強み、いわゆる観光協会なら観光協会の強み、また山の関係事業者の皆さんの持っている強み、そしてしっかりと固い行政、それと、今、議員おっしゃった里のいわゆる資源、こういったものをしっかりとコラボして出していけるような状況が観光地に生まれてこなければ、やはり広がりはないんじゃないかというふうに思います。

ただ、そのためにはそういった事前の検討をするような組織をつくった上で、そこでやはりそれぞれの立場があるでしょうけれども、同じ方向を向いてそのことにしっかりと議論をする中で、その地域の活性化に向けた1つの形をつくっていく、そういったことを繰り返しながら、すぐにはできないでしょう、でもそれを進めていくことが大事だろうなということを現時点の私の考えとしてお話しをさせていただきます。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 主権を執行というのはかなり厳しいというのは承知の上の話なんですが、それぐらいしないとなかなか観光についても町が一体としてできないんじゃないかなという気持ちは持っております。

そうした中で、次の質問なんですが、観光のマーケティングについてなんですが、マーケティングってそんなに簡単なものではなくて実際は外注になると思いますが、その外注をするに当たって、やはり町が責任を持って観光行政に取り組むべきだと思うんですが、マーケティングについてどのように捉えられているのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

これまで誘客宣伝活動を様々な方法で、一生懸命、取り組み観光客を誘客してきました。これは行政だけじゃなくて、それぞれの関係の皆さんが誘客に取りかかってき

てくださったわけではありますが、しかし、人々の旅行経験やインターネット上での情報が増えて、旅行ニーズも多様化していることも事実だというふうに思います。

選ばれる観光地は一樣ではありません。1つこういう形があればこういう選ばれる観光地だよというものがあるわけではありませんが、今後、選ばれる観光地となるためには的確な観光地づくりと売り方を考えていかなければならないというふうに思いますし、観光地間の競争に生き残るためにも、観光地にはマーケティングの考え方は必要不可欠であるというふうに考えておりますので、また新年度予算に計上して検討してまいりたいということになるかと思えます。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） マーケティングにつきましては、何となくこうだろうということで進められていることがあると思うんですが、やはり数字を持って合理的に進めていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

次に、DMOについてなんですが、観光庁も県もですが、DMOについては登録観光地域づくりの法人登録、DMOということで力を入れています。当町におきましても、一時、DMOがワークショップで盛り上がったときがあるんですが、今は残念ながらフェードアウトをしているという状況になります。

このDMOを町と観光協会というか観光の事業者の方と一体で進めることによって、コロナ禍後、余計にこのDMOというのは必要なんじゃないかなと思えますが、このDMOについての考えについて、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、DMO、いわゆる観光地域づくり法人でありますけれども、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協同しながら明確なコンセプトに基づいて観光地域づくりを実現させるための戦略を作成するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人の定義がされています。

町としましては、信州たてしな観光協会の設立に向けた事業計画の中で、DMOに関する考え方、趣旨を踏まえて設立されているものと認識をしております。既に観光協会では収益性のある着地型観光商品、看板商品などを造成し、これを軸として宿泊等の集客性を高め、滞在期間を延ばすなどの取組も既に行っておりますし、地域全体の利益を向上させ地域活性化を図っているというのも事実であります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） DMOについては、いずれにしても時間もかかる話ですし、また、これについては機運も上がらないとなかなか難しいかなと思っております。

次の質問に移ります。白樺高原地域整備計画の見直しについての質問になります。この計画書につきまして同僚議員も何回か質問している中で、県と町が保有している

資料の数字が違ふとか、そういったことで、その答弁では町長自ら確認するという  
ことで答弁されているんですが、その点についても気になるところなんです  
が、今井健児議員から整備計画についての検討委員会について問われた  
ときの町長の答弁では、この問題について私は逃げるつもりは毛頭あり  
ませんし、正面切って前に進めていくことでありますが、先ほど来から  
申し上げていますように、その手順というものを間違えることはでき  
ません。ですから、そこに着手するということは早急に着手してい  
きたいと思っておりますと、このように答弁されているんですね。

そうした中で、着手するんだらうという気持ちは伝わってくるんですが、  
白樺高原地域整備計画の見直しの進捗と、そこから見えてきた課題につ  
いて質問いたします。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** それでは、お答えをさせていただきます。

以前、そういった議員の皆様からご質問があり、私も答弁をさせてい  
たことも事実であります。この白樺高原地域整備計画は、ご案内のと  
おり昭和51年に白樺高原の土地利用について定めておまして、その土  
地利用が今のニーズや実態に合わない状況にあることは私ども町とし  
ても認識をしているところであります。

計画の見直しに当たっては県にも相談しているところですが、現在、  
確かに相談をしているんですが、自然公園法のほか関係法令とのすり  
合わせや地元との合意形成、さらには計画とは異なる利用も見受け  
られるなど複雑に絡み合っていて、非常に難しい課題となっている  
ことも事実であります。

この計画により、スプロール化が防がれ自然環境が保全されてきた  
といういい面の一方では、土地の利用用途の定めによって貸付けが円  
滑に進まなくなっていることも事実でありますので、見直しについ  
ては課題もありますけれども方策を検討していくということを私は予  
定をしております。

いずれにしても、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、  
やはり何らかそういう地域の関係それぞれの皆さんの組織をつくって、  
その上に立ってそのところからひもといかないと、整備計画を一気  
に何かをするということの難しさはあります。

ですが、できる限りその可能性を崩していくためには、そのところ  
の皆さんとの話し合い、そして議論をして前へ進んでいくことを繰  
り返す必要はあるんだらうなというふうに思っております。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** すみません、今、議論する必要があるんじゃないか  
というところまでは分かったんですが、要は、具体的にはやはりいろ  
いろ課題点があつて具体的に進められなかったのか、この計画の見  
直しにつきましては、まちづくり創生会議の提言書でもしっかりと  
うたわれていますし、真摯にこの取組というのを積極的にやるべき  
だったんじゃないかなと思うんですが、再度、確認なんです  
が、その進捗ということで、

ただ、今の現状ではそういった議論を始めようと思っていたというところまでで今のところ止まっているという認識でいいでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） ある意味そのとおりです。ただ、先ほど来から申し上げていますように、前へ進めないで止めているわけではありません。ただし、これは非常に先ほど申し上げたようにいろんなものが複雑に絡み合っていることも事実です。過去に定義づけられたものがしっかりと守られていれば、それもまたあるでしょうけれども、そうでない部分がある以上はそのところをひもとく必要性は当然あります。

でないと、やはりそれぞれの皆さんが1つの形の中で自然環境を保全するために1つのしがらみが出たという部分の皆さんにとってみれば、一方ではおかしいんじゃないかということになりますので、一方的にこうやって進めなきゃ駄目ないんじゃないかというふうにはすぐにはいかない、そういうことで止まっていることは事実です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） この計画自体を変更するというのは難しいということも理解はしていますし、何としても変えなければいけないという共通認識だけみんなが持っているということを、再度、確認させていただきました。

次の質問に移ります。町長はこの4年間、創生会議を始め一貫してまちづくりについては町民の皆さんの意見を聞いて、それに沿って町が協力していくという姿勢だったと理解しています。もちろん町民の皆さんの声を聞くというのは重要なことです。

ただ、観光行政につきましても、地域の皆さん、事業者の皆さんと町の観光づくりに対する視点とか役割、要は町の役割はまた違うものだと思っているので、事業者任せにならないようにしっかりと行政がリードするところはリードするという必要性を感じています。

冒頭の質問に戻ってしまいますが、やはりビジョンがないと何に対して向かっているのかというのが見えにくいので、なかなかそこにたどり着けないという部分があると思うんですが、そうした中で、立科町の観光エリアの特色としては、賃貸借でやっているので余計に町が関わるべきだという部分で思っております。そうした中で、観光施策に関して町の役割をどのように考えているのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） いわゆる観光は様々な産業に経済的な波及効果が広範囲に及び、地域産業を大きく発展させる可能性を秘めた分野でありますので、非常に重要な産業だというふうに思っております。

今後も地域資源を活用した観光地づくりや誘客を促進するため、観光振興事業をこれまで以上に推進していく必要があるというふうに思っておりますので、町としましても観光関連事業者をしっかりと下支えをしながら施策を進めてまいりたいんですが、その中にはどちらが先でどちらが後かということではなくて、互いにやっぱりそれぞれ

れの持っているものをしっかり出していく中で連携を図ると、もう1つは、私、前から申し上げております、そこには行政もそうです、観光事業者もそうです、そして団体の皆さんもそうです、いろんな関係する皆さんはそれぞれの自分たちのやっばり責任を果たすということをしないと、一方だけを捉えて支援をするだけではそこには効果が生まれまいだろうと私は思っていますので、そのところをしっかりとしながら下支えをしてまいりたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、町長の答弁にもありましたが、当然ながら当事者は誰かといったときには、もちろん町でもあるし、また観光事業者、観光関係者には間違いないと思います。ただ、町がやるべきことと事業者が果たす責任というのは、全然、違う話だと思っんですね。

そうした中で、これも確認になりますが、今、責任を果たすというのは、多分、観光事業者のほうでやってもらうこともありますよということを伝えたかったと思うんですけど、この町の責任という部分におきましては、例えば行政でしたら目下的な部分よりは中長期的な視点に立たないとなかなかできない、今年度、進めています大型ホテルの解体後の跡地利用とか、またウィズコロナになりインバウンドも本格的に始まってくると思うんですが、そうしたことが予想される中でまだまだ町がやるべき環境整備というのはたくさんあると思うんですが、そういった部分について業者任せというわけにはいなくて町がやるべきことが多くあるんですが、先ほど来から任期という部分でもあるんですが、基本的には町の考えとしては、そういった町の役割、跡地利用とか、あとはそういったインバウンドの対応とか、そういったことにつきましては町が積極的にやっていく役割の1つだということで理解していいでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり今、私たちがいわゆる女神湖通りの撤去だとか環境整備だとかいろいろやっております。これも行政の主導で進めております。ですが、私は一番の根本は立科町が持っている強みは何だといったら、やはり大きな自然であり、そこにある水であり、そして歴史であると思っます。

このことをしっかりと生かしていくことの原点があって初めてそこにはその先のビジョンがあるだろうというふうに考えておりますので、そのことを申し上げてご理解になるか分かりませんが、私の今の持っている気持ちであります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 町の役割とか事業者の方の役割それぞれ線引きをしっかりとしながら、町がやるべきことというのはまだまだたくさんありますので、積極的にやっっていくかなとせつかくある観光資源というものが100%生かされないんじゃないかなと思っます。

②になりますが、町民との対話を施策にどのように取り入れているのか。こちらについて、まず町長に伺いたいと思います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 町民との対話をいかに施策に生かしていくかということだと思いますが、これまでも地域を分けての地域懇談会、私の持ちました蓼科ふれあいオフィスの開設もしました。この開設によって、人員は29名ではありましたが、私は中身の濃いオフィスの開設であったなというふうに思っておりますが、こういった地域の皆さんとの対話を常に大事にしてきました。

その中から様々な意見や要望がございます。これらを十分参考にさせていただきながら、町として取り入れるべきものは取り入れ、そして施策を具現化していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、こういった意見等を事業化すると併せて、先ほど来から申し上げていますが、廃屋の撤去だとか環境整備だとか、こういうことは、当然、継続していかなきゃなりませんし、また、一番重要である景観整備、やはり上に上がって行ったらすばらしい景観、こういったものをしっかり整備するためには何も大きな金を使わなくてもできる場合もあるわけですので、これはそれぞれの皆さんが挙げて整備に当たっていく必要もあるんだろうというふうに思っていますし、もちろん今まで進めてきたそれぞれの公衆トイレ、私は観光地にはトイレが整備されることが重要だというふうに思っていましたので、いち早く取り入れましたし、クロスカントリーのコースにつきましても、利用者のニーズを捉えた上でこれからの施設の安定的な維持管理も含めて800メートルのコースの新設ということ、平地部ですね、これも進めているところであります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） ふれあいオフィスということで29名の町民の方が来られたということで、地域に出向くというのは本当にいいことだと思っていますし、また、今、答弁があった中では、そういった地域へ出向いた中で生まれてきた内容だと思っていますので、これは町長にとって大きな成果だったんじゃないかなと思います。

最後の質問項目になりますが、観光の情報発信について、ほかの議員からも以前から一般質問の中でも取り扱っていますし、私もそう思っているんですが、情報発信の強化がさらに必要じゃないのかという部分につきまして、なかなか答弁の中でもこういったことをやっている、ああいったことをやっているということはいつも聞くんですが、さらに必要じゃないかということを改めて町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 情報発信については、誘客宣伝業務を信州たてしな観光協会に業務委託をしておりますし、スピード感を持って新たな情報を積極的に情報発信しているところではございます。

町としても、町公式ホームページによる情報発信のほか、町総合パンフレットを県内外の観光関連施設などに配付をしまっているなどしております。また、これまでコロナ禍で自粛を余儀なくされていた出展イベントが再開し、友好都市、豊島区、相模原市、愛川町、渋谷区をはじめとして、中部横断自動車道が静岡県と山梨県間で全線開通して静岡県が近くなったということから、静岡県清水区とのイベントや東京メトロ銀座駅、関越道上里サービスエリアのイベントにも参加し情報発信を行ってまいりました。

今後もより多くの方に知っていただき、訪れていただくためにはどういう情報発信が効果があるのか、さらなる充実を図っていくために強化を図って努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 観光協会に宣伝という部分では委託しているということも理解しています。ただ、先ほど来からの話で役割という部分では町の役割の部分での情報発信というのも必要で、また、SNSとかそういったものを積極的に活用していかなければいけないんじゃないかなとは思っております。

今回、2期目の一般質問の機会というのが16回あったわけなんですけど、一度、定例会中にコロナに罹患してしまったため私自身は15回の一般質問をしてきました。その質問によって問題意識のきっかけになった事象とか、また町側にされては予算化された事業というのでも幾つもあります。全ての質問におきまして、どれも町民が抱えている疑問とか、あと町のほうで不足しているんじゃないかと思われているようなものを中心に町側へ声を届けるということ意識しながら一般質問をしてきたわけです。

そういった意味では、1つでも酌んでもらいたいという思いで質問をしているわけなんですけど、今回の観光行政につきましては、今後、自立したまちづくりを目指すためには、町の予算を選択と周知において観光へどのぐらい投資できるのかにかかっているんじゃないかなと思っております。

観光エリアがあるということは、先ほど町長の答弁でもありましたが立科町にとって最大の強みという部分ではあると思います。そうした最大の強みを100%以上、150%生かすために観光投資というのは、いわゆる終わりコンテンツ、言うところのオワコンに幾ら投資しても無駄で、今、マーケティングの質問をさせていただきましたが、やはりそういったしっかりとマーケティングをやった中でニーズとかシーズをしっかりと捉えた選択と周知の中で投資をみんなが同じ方向で取り組んでいく、その取り組んでいくのがやはり町が中心で取り組んでいかないといけない、しつこいようですが、やはりその役割というのは、町がやる観光行政というのは何もアイデアを出すとかそういったことじゃなくて、もっと大枠の中で立科町がリードしていく、会議を積極的に開いたり、そういったことが必要んじゃないかと思っております。

立科町の最大の強みへの投資をどのようにしていくのか、これは喫緊の課題でもあ

りますが、町が今後、町長も就任以来ずっと自立堅持ということで言われていますが、私も立科町自立堅持で今後もさらなる発展していけばいいと思っています。そういった意味で、今回の質問がこの観光投資という部分で共通認識が皆さん持てたらと思います。

以上で、一般質問を終わりにします。

議長（田中三江君） これで、11番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時25分です。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、8番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 妊娠期からの伴走型支援の状況は  
2. 地域猫活動の理解と支援を。です。

質問席から願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、妊娠期からの伴走型支援の状況は、についてであります。

ただいま国において、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費の補助や産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービスなどの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施するよう、継続的に実施していく方向で調整がなされています。

伴走型相談支援事業と経済的支援の一体事業は、それぞれの自治体各自が実施主体となります。国で創設する伴走型相談支援事業と経済的支援の状況及び、立科町は以前より独自の出産・子育て事業を行っています。その内容を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、榎本議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町では、町独自、また国や県等から補助金を受けて、様々な出産・子育て支援事業を推進をしております。国では、令和4年度から全ての妊婦や子育て世帯が安心し

て出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期までの一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施をするための伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を創設いたしました。

この国の事業は、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と、妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て関連費用の負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に行うものであります。

この国の事業創設に伴い、町では子育て世帯への経済的支援を行うため、立科町出産・子育て応援給付金支給要綱を定め、妊婦1人1回当たり5万円を現金支給する出産応援給付金と、出生児童1人当たり5万円を現金支給する子育て応援給付金を令和5年2月15日から開始いたしました。

また、町独自の出産・子育て応援につきましては、毎年度立科町子育てガイドブックを作成し、子育てに関する支援や行政サービス、各種相談窓口等の情報を取りまとめ、妊産婦の皆様へ配付するとともに、町ホームページにも掲載をしております。

主な出産・子育て支援事業を申し上げますと、妊娠前には、不妊治療費、不育治療費の助成等を行っております。妊娠中には、妊婦に対して町独自の福祉医療費受給者証の交付、パパママ教室の開催等を行っております。乳幼児期には、令和4年度から町独自の出産祝い金として、第1子目の児童5万円、第2子目の児童30万円、第3子以降の児童50万円の支給を実施をしております。

また、チャイルドシート購入費の助成、ブックスタート事業として乳児1人につき2冊の絵本贈呈を行っております。乳幼児期には、赤ちゃん相談室、乳幼児健診や訪問、予防接種、子育て相談教室等を開催をしております。

その後の子育て期には、保育園児・幼稚園児に対する各種支援を実施しており、保育料につきましては、町独自の子育て支援策として、同じ世帯の3人目以降のお子さんは全額免除、同じ世帯の2人目のお子さんは半額免除を実施をしております。

また、令和4年度から保護者負担軽減のため、保育園児が使用した紙おむつの持ち帰りを廃止し、11月からは児童の副食費の無償化を開始いたしました。

小・中学生の児童生徒に対しましては、各種就学支援を実施しており、令和4年11月からは、児童生徒の学校給食費の無償化を開始いたしました。

また、立科小・中学校に入学する児童生徒に対しましては、通学用かばんの支給を開始いたしました。

なお、福祉医療制度では、町独自の施策として、いわゆる高校生に当たる年齢のお子さんについて、通院費等の医療費等を支給対象としております。

以上、当町が推進しております、主な出産・子育て支援事業を申し上げますが、今後とも事業の充実、また、さらなる推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8 番（榎本真弓君）** ただいま、町長からのご説明ありましたが、これが立科町の子育てガイドブック、ホームページ上から全てダウンロードできます。

それで、立科は本当に独自にそれぞれの支援策を進めてきているんですが、なぜか町民の方から、立科町は子育てにすごく厚いねというような、逆のお褒めの言葉がなかなか頂くことが少ないですね。なぜでしょう。

やはりせっかく立科町がやっている子育て支援の状況が、やはり町民にきちんと伝わっていないのではないかなと感じています。

それで、今回質問をした目的は、やはりそういったものをもっともっと町民の方の胸に落としていただきたい。そして、立科町の町民自らが、町はすごく子育て支援を力入れてるんだよ、こっちへ来ないって、そこまで行けば最高のことですけれども、そういった町民自らが、発信をできる方たちになっていただければありがたいなと思っています。

それで、続きまして、教育次長にお伺いをします。

妊娠期から伴走型支援の状況はということで、そのまま町長に今お伺いいたしました。これは次長のほうはサポートはないですね。分かりました。

それでは、次の1番の質問に入らせていただきます。

これから国のほうで行います伴走型支援に関しましては、新たなアンケート調査を行う計画をなされています。それについて教育次長のほうの考えというか、調査の視点、それと、その方法について答弁を願います。

**議長（田中三江君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

国では、令和4年度から伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を創設いたしました。この国の事業は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備を喫緊の課題とし、伴走型相談支援と出産・子育ての経済的支援を図る出産・子育て応援給付金を一体的に行うものであります。

これに伴いまして、町では子育て世帯への経済的支援として、妊婦1人1回当たり5万円、出生児童1人当たり5万円を現金支給する、出産・子育て応援給付金を開始いたしました。

議員ご質問のアンケート調査につきましては、この国の事業の推進に当たり、出産・育児等の見通しを立てるため、また継続的な情報発信、随時の相談受付等につなげ、妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなげるため、

妊婦等に対して3回のアンケートを行い、あわせて、町の保健師による面談等を実施するものであります。

第1回目は、妊娠の届出をした妊婦さんに対し、妊婦さんの健康チェックについてのアンケートを行い、あわせて、町の保健師による面談を実施いたします。アンケート内容は、妊婦さんの体調や治療中の病気等の様子、睡眠や食事等生活の様子、ご家族や相談できる方等妊婦さんへのサポートの状況等についてであります。

第2回目は、新たに妊娠8か月頃の妊婦さんに対し、アンケートを行い、出産を間近に控えた妊婦さんの状況等を確認し、必要に応じて町の保健師による面談を実施いたします。

第3回目は、出生した児童の養育者に対し、従来から実施しております申請時訪問を活用し、子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等についてのアンケートを行い、あわせて、町の保健師による面談を実施いたします。

以上、国が推進いたします伴走型相談支援及び出産・子育て応援寄附金の一体的実施事業におけるアンケート調査の内容等につきまして説明申し上げましたが、町ではこのアンケートや面談の実施等により、妊婦・養育者への各種支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） アンケートの調査の内容をご説明頂きましたが、この調査方法は全て面談ということでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、1回目は妊娠の届出をした妊婦さんに対してでありますので、直接ということになります。

2回目は、妊娠8か月頃に行いますが、これはアンケートを行うわけですが、希望者について保健師による面談を実施するというようになっております。ただし、その間にも保健師が行き合うことはありますので、妊婦さんと。そういったときにお話を伺いするというようなことになります。

第3回目につきましては、出生した児童ということで養育者ということですので、母親または父親というようなことになろうかと思いますが、出生届の際に、各種届出で来庁されますので、そういった際に面談を行うということになります。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 私のほうで、今さらに方法はということで追加質問したのは、やはり面談というのは、それは立科町が出生率40人も切っている状況ですよね。大変少ない。なので、本当に手厚いサポートができる環境だとは思いますが、今、出産をされる

若い世代の皆さんたちは、この次の質問にもつながるところですけれども、アンケートという内容そのものが、結局は面談でやれば、当然単純なアンケートではない内容になっているんじゃないかなって想像するんですけど、そのアンケートの調査の中に、何でデジタル的なものを組み入れないのかなって正直思っています。

もちろん面談はとても大切です。しかし、精神的なものもあったり、次の世代の皆さんは、あまりにも会うということばかりにこだわるよりも、本当にアンケートを、その方の状況を知りたいということであれば、私はオンライン的な、そういった通信ものを活用してアンケートをとりあえず頂いたり、またつないでいくというのも考えるべき時代ではないかなと感じています。

なので、これに関して回答は求めませんが、方法はやはり他の自治体の参考事例も大いに活用していただいて、やはりこれから先、デジタル化というものがベースにあることですので、そのあたりもちょっと面談イコールデジタル化も常にセットで考えていただきたいと思います。

立科町も全戸配布タブレットをされたことです。タブレットは全戸配布しました。

そしたら、こういった通信関係も活用する時代は、当然、目の前に来ているわけですので、面談面談というのもちょっといかなものかなって思っております。

それでは、次、町民課長に伺います。

ただいま、今申し上げたようにデジタル化に伴う、これ母子手帳に関係するところですが、デジタル化に伴う母子手帳の考えについて、担当課長の答弁を求めます。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをさせていただきます。

母子手帳のデジタル化につきましては、近年、少しずつ導入する自治体も増えてきているというふうに聞き及んでおります。今のところ、当町では具体的な検討をしておりませんが、先進事例などを拝見いたしますと、健診、予防接種の記録など、母子手帳としての機能のほか、子育て支援のシステムとして健康医療相談機能など、付加価値を追加したものも出てきているというふうでございます。

これら導入に当たりましては、前提として現行の紙ベースの手帳を保管するものであること、利用者及び運用面での利便性の向上や費用対効果の見直し等について検討する必要があるというふうに認識をしております。

国におきましても、現時点では、今後の母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくというふうな状況であるというふうに聞き及んでおりますので、情報の収集などに努めまして、適切に対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** この2番目の質問は、そういう時代が必ず来ます。

そして、もちろん紙ベースということは、私も大切なものです。目で見ても手に持ってもという、またそれをあげるときも、とてもいい。やっぱり母子手帳というのは、正直デジタル化もあるけれど、母子手帳としての紙ベースも、私はそのまま二本立てですとずっと継続して、子育ての記録として残していったほうがいいなと考えておりますので、どちらにしても町民課としてもいろんな情報収集していただいて、必ず来るこのときに準備をしていただければ助かります。

それでは、3番目です。

今後加える事業は、そして、その課題はということで、これに関しましては、教育次長がまずご質問答弁頂けますね。

**議長（田中三江君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

出産・子育て支援事業につきましては、両角町長が冒頭で答弁いたしましたとおり、国が推進しております伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業、また、町独自の施策であります、出産祝い金、チャイルドシート購入費の助成、ブックスタート事業、保育料の減免、保育所等における児童の副食費無償化、小・中学校における児童生徒の学校給食費無償化、立科小・中学校入学児童生徒への通学用かばんの支給等の事業推進につきまして、令和5年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国では、令和5年度からこども家庭庁を設置し、子供と家庭の福祉・保健等の支援、子供の権利利益の擁護を一元化、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援、就学前の育ちの格差是正等を推進していく予定でありますので、国の動向を注視し、各種子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** それでは、続けてお答えをさせていただきます。

母子保健に関しましては、大きな事業として加えるものの、計画は今のところありませんけれども、令和4年度におきまして、産後ケア事業通所型の追加や不育症治療費助成事業の追加など、既存事業の拡充などによるサービスの向上などにつきまして、必要に応じて毎年のように対応しているところでございます。

課題につきましては、議員もおっしゃっておられますデジタル化の進展と、それに対する対応は課題でありまして、注視をしていく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** それでは、この前段のまとめをさせていただきます。

今回、私もダウンロードしました立科町の子育てガイドブック、これは大変よくま

とまっています。そして、立科町らしいガイドブックに完成しているなど思っております。

当然、これから今回条例で改正をいたしました出産育児一時金って、この部分もこれから変更されるし、随時、書換えもあろうと思います。

それで、私のほうからの追加の検討をお願いしたいところは、まず、出産の中のリトルベビー、これは出産時体重が1,000グラム以下で生まれた方、この記録が残念ながら通常の母子手帳の中には書き起こすことができない状態だと思います。それは確認をしてください。

やはり成長記録が記録できないというのは、本当にそれ以下で生まれた赤ちゃんの記録が一切できない、親として大変精神的なつらさを強いられると思います。これも先進的な自治体をぜひとも参考にしてください。

次に、残念ながら流産をされたり、死産、また、やむなく人工中絶をしなければならなくなった。そして、そのときのケア、これは結果的にこういう形になってしまったら、その後、ケアはないのかというのがちょっと見えてきません。これも十分検討をしてください。

3点目ですが、これは逆に立科町が観光と農業の、本当に観光施設を有する町ですので、産後ケアというところの部分で、気分転換ができるような宿泊が、地元の中でも身近な距離でできるのではないかなと私は考えています。

当然、長野県内どこでもそれはいいことだし、また専門家がいるところを必要とするということであれば、また別ですけれども、やはり気分転換というのが一番の産後ケアには大事なところかと思しますので、これもまたぜひとも検討課題として入れていただきたいと思います。

厚労省はどんどん、3月の3日の日にも先進地の事例集が出ましたね。ただ、これを見る限りは大変大きな、立科町の人口規模ぐらいの出生数があるところの事例ばかり出ているので、正直これはあまりにも私は参考にはならないなど、国に対して申し上げたいところであります。

以上のことを踏まえていただいて、十分これからも伴走していただき、立科町らしい子育ての支援をお願いしたいと思います。

では、次の質問に参ります。

次の質問は、地域猫活動の理解と支援をということであります。

昨年12月末にリンゴポストに、飼い主のいない猫の実態と、これまでの活動資料を投函した。飼い主のいない猫がこれ以上増えないよう、これまでの手術費用を自費で7年以上続けてきた。しかし、もう限界である。けれども、まだまだである。社会福祉協議会長にも同じく必死に訴えたと聞きました。小さな命を救いたい。しかし、事は全く改善していない。状況が変わっていない。何とかしたいと切実な相談を受けました。

年末でもあったため、年明け早々に、佐久保健所や関係者に聞き取りを行い、何かできるのではないかと考え、動きました。リンゴポストに投函された資料は、町長、関係課長たちも読まれたことと思います。

今定例会に上程された新年度予算の議案書を見たとき、心が大変うれしくなりました。ほかの誰でもないボランティアを続けてきた町民の努力と熱意が届いた結果だと、すぐに理解をしました。受け止めていただき、予算づけをしていただいたことに、心から感謝を申し上げます。

そして、町長に質問いたします。

地域猫活動は動物愛護管理法の趣旨そのものであり、その活動を理解し、住民の生活環境を整えることは行政の役割です。活動の理解と支援を伺います。

**議長（田中三江君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、お答えをさせていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護管理法の目的は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とするとなっております。

また、地域猫活動は、動物愛護管理法の目的に沿って策定された長野県動物愛護管理推進計画の中で、地域の住民が主体となって、飼い主のいない猫、野良猫に対する餌やりやトイレ設置など衛生的な管理のルールを定め、実施するとともに、これら猫の不妊・去勢措置を行い、不要な繁殖を防いで、猫の寿命を全うさせる活動とされています。

この地域猫活動は、地域にお住まいの皆様の動物愛護の精神や、生活環境保全の取組として、長野県動物愛護管理推進計画の重点施策でもある猫問題への対策の一つとして取り組まれています。これまでも猫問題については、長野県の取組の下、保健所と連携しながら対応してまいりました。

今回、町では、来年度より地域猫活動を含む猫問題への取組の一つとして、猫の不妊・去勢手術に対する補助金を新設するため、今議会に予算を上程しておりますので、問題解決への一助となれば幸いに存じます。

以上であります。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** 担当課長に伺います。建設環境課長。

今回、新年度予算に上がっております予算づけ、大変感謝申し上げます。

その上で、間違った解釈が広まってはいけないので、再度確認をさせていただきます。

新年度予算議案書の一般会計の動物愛護管理推進事業経費、この予算は、町民ボランティアの長年の努力と苦労と熱意が届いた結果の予算づけであるという解釈でよいでしょうか。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** お答えをいたします。

町へ具体的な陳情を頂いた経過もございますし、ボランティアの皆様のご取組や、過日、立科町社会福祉協議会の呼びかけで、名称は仮称でございますが、立科町多頭飼育問題対応連絡会が開催され、多頭飼育等の猫問題も提起されたところでございます。

町といたしまして、このような様々な取組状況や長野県動物愛護管理推進計画などにより、保健所と連携し対応すべく予算計上をしております。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** はっきり理解できました。予算づけをした主役は町民だということをはっきり申し上げておきたいと思います。

それでは、1番目の実態把握はされているかという質問に対しての答弁をお願いいたします。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** お答えをいたします。

猫は犬のように登録制ではなく、屋外飼育や首輪などをつけない猫も多いため、その実態把握は困難であります。

実際、立科町でも実態把握は行っておりません。長野県においても、同じく実態把握は難しく、長野県の計画の策定時においては、猫の路上死体収容数から屋外飼育されている猫の増減を間接的に把握するなど、努力に努めているようでございます。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** 実態把握は難しいというのは、非常によく分かります。

それで、担当に伺ったところ、苦情があまり届いていないということも確認をしております。

ただし、現場を歩いて伺うと、地域住民の人たちは、ある意味諦めている。そして、我慢をされているというのもあります。また、そういった苦情をわざわざ町に届けるのは、ご近所付き合いの関係の中から非常にしにくいという、これがやはり正直なお声だと私は思います。

ですが、飼い主の猫の問題で、町民がやはり不快に思っていることはあるということだけは、担当課も受け止めておいていただきたいと思います。

では、次に、多頭飼育についての質問を行います。

多頭飼育崩壊に陥っている家庭の把握はなされていますか、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

犬・猫の多頭飼育を行う場合は、長野県へ届出が必要となります。

建設環境課としては、以前になりますが、多頭飼育に関して佐久保健所の依頼で、状況確認のため現場同行したことはございますが、そのときは多頭飼育崩壊に至っている案件ではございませんでした。

しかし、先日、佐久保健所を交えた関係機関との情報交換会では、多頭飼育崩壊に陥りそうな案件があると情報提供を頂いたところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 保健所さんの情報も受け止めていただきたい。

それで、ある意味イエローカード的な、レッドではないけどイエロー、そこに向かっていきますよというところがあるということは、やはりここはそこだけを注視するのではなくて、これから最後、私はいろんな仕組みづくりのところになっていくわけですから、気づきが必ずあると思います。

私も多頭飼育に関しての、せんだって研究会のほうに参加をさせていただきましたら、2019年の3月に立科町の中で、やはり現実に事例がありました。私は立科って、そういう状況は全くないんじゃないかなと思ったんですけれど、しっかりとここに資料として載っています。

この情報もつかんでいただいたほうがいいと思いますが、先ほど申し上げたように、イエローカードからレッドカードになるのは本当に早い。やはり動物の生態をよくよく知っておかないと、あっという間に増えていくということでもあります。

それでは、3番目の質問を行います。

長野県動物愛護及び管理に関する条例の制定の認識は、という質問です。

また、これに関しましては、県民への周知を行わなければいけないと思いますし、多頭飼育の届け義務というのが当然出てまいりますので、これに対しての答弁を求めます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

動物の愛護管理につきましては、長野県において動物愛護管理法に基づき、長野県動物愛護管理推進計画を作成し、この計画の中には市町村の役割もございます。

立科町では佐久保健所と連携し、苦情対応や普及啓発に努めるほか、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の事務を行うとともに、迷い犬の保護や犬・猫の適正飼育の広報啓発を行っております。

今回、先ほど町長の答弁にもございましたが、猫の不妊・去勢手術に対する補助金を申請するため、今議会に予算を上程しておりますので、この補助金について広報や利用促進も図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

**議長（田中三江君）** 榎本真弓君。

**8番（榎本真弓君）** 最後に、もう一度申し上げますが、本当に今回予算づけをしていただいたことは、とってもボランティアさんの後押しをしていただくことになります。やはり自費で頑張ってきた、この七、八年の経過の中で、自分たちの不安も当然ありましたでしょうが、やはり命を何とか救いたい。また、そういった不幸な猫を増やしたくないという、本当に純粋な気持ちが動いてきた、本当、原動力だったと思います。

立科町がそれを本当に真摯に受け止めてくださったっつうのは、私も本当に感謝申し上げます。

佐久保健所に連携をするということですが、立科町はあまり現状把握がされていないから、佐久保健所のほうも問題がないと、そういう受け止め方でした。

私も何回か保健所の方と、担当の方とちょっと本当に深く時間をかけて会話をさせていただきましたが、今回動き出した地域猫の活動が、これがまさしくレッドカードになる前の前ですので、とても保健所としてもありがたいと。長野県の計画に即した状況に当然なっていくということですので、これも受け止めておいてください。

それでは、4番目のTNR活動の理解と支援の考えは、ということで質問は出しております。

ただし、このTNR活動というのは、単純に捕獲をして不妊手術をして、猫をそのまま元に戻すということになるんですけども、ここに地域の理解が深まると、地域猫活動ということで、また地域の皆さんとともに、猫のことを見守ってあげられる環境になるわけなんですけど、TNR活動に対しての理解と支援ということで、答弁をお願いいたします。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** お答えをいたします。

TNR活動ですが、この活動は猫を捕獲すること、不妊・去勢手術のこと、元の場所に戻すということからTNR活動、頭文字を取るそうですが、なるそうです。個人の方で既に実施をしているともお聞きはしております。

今回新設する補助金は、TNR活動でも利用できるように調整していきたいと考えております。

また、今後、立科町といたしましては、先ほども触れましたが、長野県動物愛護管理推進計画にもある地域猫活動に、このTNR活動の内容も含まれていると考えております。補助金の利用推進により、地域猫活動を始めるきっかけになればと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 5番目の質問で、私はこんなに新年度予算に予算がつくとは正直思っておりませんでした。なので、こういった質問をしつつ、なおかつ活動されている皆さんたちと一緒に陳情でもしないといけないなって思っていたんですが、早速予算についたということで、この手術費用助成金の考えはということは、かないました。

いろんな意味で、これからまた内容が集めていく、要綱を決めていくことになるかと思いますので、そのあたり、その要綱がよりよく、現場のご意見が反映されるような内容につくり上げていただければありがたいと思います。

そうしまして、手術費用の助成金の考えに関しまして、既に先進のところは、ふるさと納税とかクラウドファンディングで日本全国から資金を調達する考え方があります。これをやはり今後は活用するような形も考えつつ、地元の予算も用意するという形で、大きく支援を受けるのはいかがでしょうか。これは、ではお願いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、近隣の市でもクラウドファンディングを活用している事例もございますので、立科町といたしましても、今後活用できるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、今回の補助金に関しては、クラウドファンディングを活用しなくても実施することとしておりますので、ご承知頂ければと思います。

以上になります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） クラウドファンディングのいい情報を申し上げます。

上田市での喫緊のちょっと情報ですけど、クラウドファンディングをやった。そういうことで、今まで上田に訪れていた観光客の方が、それが目に留まったことで、私はこれまで上田市はすごく好きで何回も訪れていた。そして、その中で、この地域猫に対するクラウドファンディングを立ち上げた上田を見て、またさらに上田市が好きになったという言葉が頂戴しているらしいです。

私はクラウドファンディングというよりも、町がどういう姿勢で、これからこれを取り組んでいくのかということが、町外の方たちに大きく知っていただく機会になるということですね。

ですので、町が本当に安心安全な、そして子育てにも優しい町ということであるならば、やはりこの猫たち、猫に限りませんが、まずは地域猫の皆さんたちを大きく支援する。また、それにクラウドファンディングを活用するという財源確保に努めていただければありがたいと思います。

それでは、最後に、町民課長に伺います。

猫の問題は人間の問題という認識は、ということでストレートに書かせていただきましたが、これに対して答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをさせていただきます。

ただいまのご質問の要旨といたしましては、事前にお伺いしたところによりますと、保健師などが家庭を訪問しているときに、猫で困っているような場合があったら、情報共有をしてほしいと。このような趣旨であるというふうに伺っておりますので、そういう点についてお答えをさせていただきます。

まず、保健師などに限りませんけれども、様々な立場の職員が様々な相談事をお伺いする場合がございます。その中に、おっしゃる猫ですとか、多頭飼育といった要素が含まれていることはあるかもしれませんが、今のところ町民課を窓口として、そうしたことが主な相談事であるというケースは承知をしておりません。

ただ、おっしゃる件に限らず、様々な相談事については、必要に応じてしかるべき窓口につないだり、情報共有などを心がけているところでございますので、同様に心がけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 私の質問がちょっと乱暴でしたですね。

多分、猫の問題が人間の問題というふうにつながるかどうかというのは、やはり多頭飼育とか、そういった社協とかで苦勞されている皆さんたちの、やはりセミナーを一度でも聞いていただかないと分からないと思います。

それで、機会があれば、ぜひともそういった研修会に参加をしていただいて、やはりここには全部人間が最初に関わっているわけですね。それで、人間といっても、餌をやるということで周りからとがめられて、本当にいろんなふうに見られることを、とても餌やりが罪なことだというふうに人に見られて思ってしまうと、それが家飼いになって、それで家の中だけで増えていってしまう。

その増え方も、正直生態をよくご存じないと、爆発的に増えるわけですね。それがどうにもなくなって、餌をやるために、正直借金もする。かわいそうだから、ご飯をあげるために借金もする。自分のことよりも猫のこと。これを異常と捉えるのではなくて、気持ちがそういうふうに優しさになっているわけですね。

ですので、多頭というものの先に進む前に、やはり必ず気づきがあります。そこには、先ほど保健師の皆さんたちが、人間を対象に行かれたときに、やはり猫がいたり、その方の癒やしになっているわけですので、そういった猫がいた場合、手術とかそういったきちんと飼育の管理をされているかどうかのつうのを聞いていただくことが、全ての始まりをちゃんと事前に防ぐことができると私は思っています。

ですので、それが町民課のほうで、猫の問題が人間の問題というふうにつながらな

いというのは、今のところ私と課長とのちょっとずれがありますけれども、これから立科町の中で、それをつくり上げていく仕組みを、私は一緒になって考えていただければありがたいなと思っています。

本当に、これは私自身も、この相談を受けるまで知らなかった世界です。ただし、現場がどれだけ苦勞されたかということは、お話を聞いていて本当に胸を打たれました。

やはり町の中で、そういった活動をされていた方たちを、行政がしっかりと下支えをしてくれるということが、大変町民にとっても力強く、またありがたいことです。

ただし、この方たちが、じゃあ町中をやれということでもないと思います。やはりそれぞれの区または部落の中で、こういった問題が起きているところは必ずあると思いますので、そこの皆さんたちが連携をして関わっていただきたい。これが本当に、まちづくりの根幹ではないかと私は思っております。

60分という時間が大変進むのが早いんですけど、あと9分ですので、まとめさせていただきます。

地域猫活動という、この中で行政の役割は大変大きいと考えています。今回、補助金がつくような仕組みはできましたけれども、ただただお金をあげればいいという問題ではなく、地域の方が一緒に考えられるような仕組みづくりをすることを、私は望んでいます。

ですので、地域の力によって地域密着型の草の根の町民活動、やはりここはとても重要なところですよ。特に過疎地域になった立科にとっては、町民の力を頂かないことには、行政だけで何かを回していくということは絶対不可能になってきます。なので、町民の皆様と一緒に、立科町のいい安心と安全をつくり上げていくという、そこまでやはり行政は関わっていただきたいと思います。

今回、本当に町民相談から、こういった話を、また質問をすることができました。私はとても感謝をしております。

そして、立科町は常に町民の声を聞く、その行政がそういった町民の声を誠実に受け止め、一歩も二歩も今回前に進んでくれた、進めてくれた。これは私はすごく大きなことになってくると思います。まだまだ課題はあると思いますが、当事者とともに寄り添いながら、町内にその理解の輪を広く広めていただきたいと思います。

町長のこれからの手腕に本当に期待をするところではありますが、しっかりと進めていただきたいと思います。

では、以上で、私の質問は終わります。

**議長（田中三江君）** これで、8番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦勞さまでした。

（午後4時19分 散会）